

○令和7年10月17日(金)

開議 午前10時00分

閉会 午後 2時10分

○出席委員(16名)

委 員 長	高 橋 ひでとし	委 員 長	まじま 隆 英
副 委 員 長	小 林 ゆうき	委 員 長	高 橋 紀 博
委 員 員	いしかわ まさき	委 員 員	高 木 ひろたか
委 員 員	あ べ な お	委 員 員	佐 藤 さだお
委 員 員	江 川 あ や	委 員 員	能登谷 繁
委 員 員	駒 木 おさみ	委 員 員	金 谷 美奈子
委 員 員	皆 川 ゆきたけ	委 員 員	高 花 えいこ
委 員 員	石 川 まさゆき	委 員 員	安 田 佳 正

○出席議員(1名)

決算審査特別委員会委員長 杉 山 允 孝

○説明員

副 市 長	菅 野 直 行	建築部市営住宅課長	中 村 旬 辰
観光スポーツ部長	菅 原 稔	建築部市営住宅課主幹	吉 岡 秀 彦
観光スポーツ部観光課長	上 田 征 樹	建築部市営住宅課主幹	村 上 卓 也
農 政 部 長	山 内 善 裕	建築部建築指導課長	酒 井 陽 司
農 政 部 次 長	林 良 和	水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
農 政 部 次 長	富 田 康 文	監 査 委 員	大 鷹 明
農 政 部 次 長	杉 山 利 勝	監査事務局次長	稻 田 英 樹
建 築 部 長	岡 田 光 弘		

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稻 田 俊 幸	議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あゆみ
議 事 調 査 課 主 査	佐 藤 友 紀	議 事 調 査 課 会 計 年 度 任 用 職 員	河 合 理 子

○高橋ひでとし委員長 ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第3号、認定第9号及び認定第10号の以上4件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 おはようございます。

自民党・市民会議のいしかわまさきです。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、経済建設常任委員会所管分の質疑といたしまして、8款1項3目土木費、土木管理費、建築指導費のうち、空家等総合対策費326万9千688円に関連して質疑させていただきます。

本対策費は、近年、全国的な問題となっております空き家に関する対策費であり、本市でも、年々、空き家問題というのは、市民の皆様の安心、安全な暮らしを脅かす問題に発展してきていることから、本対策の内容と効果や対策費用が適切なものかという視点で取り上げさせていただきたいと思います。

空き家問題に関しては、令和6年第3回定例会一般質問においても問題提起されたほか、本定例会においても、先般、審議、可決された議案第8号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の際、質疑が行われ、改めて空き家問題がクローズアップされているところであります。

私からは、昨年の定例会一般質問や、本定例会の質疑の内容を踏まえ、既に指摘されている問題点や答弁内容を勘案し、重複しないよう気をつけながら御質問させていただきます。

それでは、まず初めに、空き家問題に関する市民の皆様からの相談件数の推移を、過去5年分、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長 過去5年の相談件数の推移でございます。

令和2年度は232件、令和3年度は170件、令和4年度は151件、令和5年度は248件、令和6年度が278件となっております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁にありましたとおり、空き家問題に関する相談件数というのは、雪の影響で増減はあるものの、増加傾向にあり、市民の皆様の困り事になっているのは明らかであります。

そもそも空き家問題で問題になってくる事柄を整理しておきますと、空き家になると建物の老朽化の進行が速くなり、老朽化に伴う建物の倒壊や火災発生のリスクが高まったり、犯罪現場に使われる、害虫や鳥獣類のふん等による衛生面の問題、冬期間における屋根からの落雪、さらには、雑草が生い茂ったりするなどして景観の問題が発生する等、隣近所の住人からすると、安心、安全な日常生活にも影響を及ぼす問題となっております。しかも、その問題というのは、何ら落ち度のな

い住民に降りかかる問題であり、国においても関連する法律を改正しているものの、なかなか解決が難しい問題となっております。

そこで、次の質問ですが、本市における空き家の総数と、空家等対策の推進に関する特別措置法で定義されている特定空家等と管理不全空家の件数について、過去5年間の推移をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 本市における空き家の総数は、令和5年住宅・土地統計調査によると2万5千670戸でございます。

過去5年間の特定空家及び管理不全空家の件数につきましては、空家特措法改正前の令和4年度まではそれを区別せずに把握しております、合計で令和2年度が583件、令和3年度が607件、令和4年度が604件でございます。法改正後は、令和5年度が特定空家で48件、管理不全空家で642件、令和6年度が特定空家43件、管理不全空家が727件となっております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁にもありましたとおり、空き家問題に関する相談件数と比例して空き家の件数が増加している現状があります。

そもそも、空き家が増える背景には、新築物件に変更することにより発生するもの、高齢化による居住者不在の発生、都市部への転居や中心市街地のマンション等への転居、相続問題、処分に係る金銭的・心理的ハードルといった複数の要因が絡み合って発生し、少子高齢化の進展がより空き家を増加させていることにもつながっております。また、相続した方からすると、空き家を相続したけれども、手をつけられない、解体や管理にお金がかかるということで放置したり、そもそも所有者が不明、不存在になっているケースも数多く見受けられます。

空き家対策の法律といたしましては、先ほど申し上げました空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行され、本市においては、法施行の前年に市民の良好な生活環境の保全や安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、旭川市空き家等の適正管理に関する条例を施行、法施行に合わせて同条例を旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例として改正しております。また、この措置法は、令和5年12月に改正が行われており、改正のポイントといたしましては、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3つとなっておりまして、本市の対策も、この3つを中心に行われていると認識しております。

そこで、次の質問ですが、本市が平成28年度に策定し、令和3年度に改定が行われた旭川市空家等対策計画における空き家問題の対策の流れについてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 空き家対策の流れとしては、まず、市民から相談、苦情が寄せられ、我々として、現地を調査し、所有者を探索し、その見つかった所有者に対し、必要な措置を講ずるよう助言または指導を行い、助言や指導による改善が見られない場合は状況に応じて勧告を行います。勧告に従わない場合は命令を行い、命令に従わない場合、そしてやむを得ない場合には最終的に行政代執行を行う、そういう流れとなっております。

○いしかわまさき委員 ただいまお答えいただいた対策は、基本的には所有者が存在している場合の対策になるかと思いますが、現実には所有者が不明であったり不存在のケースもあります。

そこで、次の質問ですが、先日の条例改正議案の審議の際にも取り上げられておりましたが、空き家の所有者が不存在であったり不明の場合、どのような対策が取られるのか、お答えください。

また、その対策を行う場合の費用について、令和6年度の決算額についてもお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 所有者が不存在または不明な場合は、本市が利害関係人として裁判所

に財産清算人の選任申立てを行い、空き家の管理や処分を進めることになります。この際に必要となる予納金や公告料など事務費用については、令和6年度の決算額としましては3件で151万7千994円となっております。

○いしかわまさき委員 ただいまお答えいただきました相続財産清算人は、選任するかどうかの判断や、時間や費用を要する点、その費用を不動産売却益等で回収できるか等、大変難しい判断になろうかとは思いますが、所有者が不存在であったり不明な場合の唯一の対策である以上、費用がかかったとしても運用していくのはやむを得ないのではないかと思われます。

次に、所有者が自らの意思で空き家を解体したいという意思がある場合、本市では旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業というものがございます。この補助事業の概要についてお答えください。

また、本補助事業が、過去5年、何件利用されていて、その補助金額はどうなっているのか、さらには、今後の見通しについてもお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 除却費補助の制度でございますが、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助するもので、工事費の3分の1以内、上限30万円として補助するものでございます。対象は、市街化区域内で倒壊の危険があり、不良住宅または市の危険度判定基準で危険と判断された特定空家となります。

過去5年間の利用実績についてですけども、令和2年度は3件で85万3千円、令和3年度と4年度は、両年度とも2件で60万円、令和5年度、6年度、これは両年度とも4件で120万円となっております。

今後につきましても、空き家問題の迅速な解決に有効と思っておりますので、継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 本市では、空家等対策計画に基づき、府内の関係部局や関係団体との情報共有と連携を行い、様々な対策を行っていると認識しております。

そこで、次の質問ですが、空家等対策計画の実施等について協議を行う機関として旭川市空家等対策協議会がありますが、その会議の中で示された令和7年度の施策について、その担当部局と取組業務についてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 メインの取組は建築指導課が空き家担当部局として行いますが、そのほかで行う主な取組と担当部局は、ネズミ、衛生害虫の相談ですとか、蜂の巣の撤去については健康保健部、空き地の雑草や野生鳥獣等に関する相談は環境部、また、空き家からの落雪による市道の安全確保等に関しては土木部が対応する施策として協議会には示されております。

○いしかわまさき委員 ただいまお答えいただきましたとおり、府内横断的に各部局が空き家対策を実施しているところではありますが、それでもなお空き家問題が増加しているということは、所有者の責任感や倫理観の問題、あるいは金銭的な負担の問題、さらには相続問題というものが高い壁として存在している現実があるのではないかと思われます。こうなってくると、行政が一歩踏み込んだ対策として挙げられる緊急安全措置と行政代執行というものを視野に入れなくてはなりません。

そこで、質問ですが、先日の議案審議の際、旭川市で空家等の適切な管理に関する条例が制定された平成26年以降、緊急安全措置が行われたのは8件と伺っております。このうち、直近の過去5年の実績と、その5年の具体的な措置内容をお答えください。

また、その緊急安全措置に要した費用をお示しいただくとともに、その費用は所有者等から回収に至ったのか、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長 緊急安全措置の過去5年間の実績ですが、令和2年度に関しては、落雪危険空き家2件の雪下ろしで19万4千700円、これは、資力不足のため、回収が不能でございました。令和3年度、これは、外壁落下の防止措置として1件、48万4千円、これは所有者が不存在で回収不能でございました。令和4年度、倒壊危険家屋の解体が1件、これは9万9千円、所有者が不存在で回収不能でございました。令和5年度、落雪危険家屋の雪下ろし1件で4万9千500円、所有者が不存在で回収不能でございました。令和6年度、これは、倒壊危険家屋の解体が1件、35万3千円、これは相続人が不明で未回収となっております。

過去5年、いずれも所有者等について不存在または不明であったり、資力がないといったことから、費用の回収には至っていないということでございます。

○いしかわまさき委員 緊急安全措置の次の段階であり、空き家を除却するために行政が行う最後の手段とも言われているのが行政代執行でございます。

そこで、質問ですが、行政代執行は、過去、何件行われているでしょうか、また、それぞれの行政代執行に要した費用をお示しいただくのと、その費用は所有者等から回収に至ったのか、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長 これまで、3件の行政代執行による解体、除却を実施しております。

1件目は、平成29年に実施したもので、その費用は410万4千円で、土地等を公売し、費用、延滞金を含めた全額579万5千259円を徴収済みです。2件目は、令和3年に実施したもので、その費用は198万円、所有者に資力がなかったことから、滞納処分の3年間の執行停止後、納付義務が消滅しております。3件目は、令和4年に実施したもので、その費用は199万1千円で、土地の公売により65万200円を徴収したところですが、残金134万800円は、義務者に支払い能力がなく、滞納処分の執行を停止中であります。

○いしかわまさき委員 それでは、今、答弁された過去行われた行政代執行において、行政代執行の手続が必要であると判断された根拠等についてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 行政代執行を実施した3件は、いずれも、外壁崩落や倒壊危険が高まり、助言、指導、勧告、命令を行っても改善が見られなかった事案であり、倒壊時に道路を通行する方の人命ですとか、車両等、財産への損害も懸念され、他に有効な手段がないと判断し、やむを得ず実施したものでございます。

なお、実施に当たっては、顧問弁護士への相談、旭川市空家等対策協議会での審議を経て、妥当というふうな意見を得ております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁にもありましたし、令和6年第3回定例会一般質問、本定例会議案審議の際も、行政代執行の実施に当たっては、所有者等のモラルハザードの問題、財政負担、危険性や緊急性等を総合的に勘案して判断すると答弁されており、公共の福祉に資するのかという点からも、行政代執行を実施するには相当ハードルが高いものであると理解しているところであります。

とはいって、市民の皆様の安心、安全な暮らしをお守りする観点から、空き家問題の対策について、私から、次の5つの改善提起をさせていただきますので、その可能性や見解についてお答えください

い。

まず、1つ目ですが、旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業について、実質的な補助金額は、最高は30万円で、建物を解体しようとする場合の解体費用には遠く及ばない金額となっております。

この補助金額の最高額を引き上げる等の余地はないのか、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 昨今の工事費高騰を踏まえた補助額の上限引上げの要望というのはございますが、適切に管理しているものが補助の対象外であることに対し、管理を怠った所有者へ手厚く補助をするということは公平性を欠くのではないかといった懸念もございます。

現状の30万円上限でも一定の需要があり、現時点での見直しは考えておりませんが、今後の応募状況等によっては検討の余地はあるというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 次に、2つ目ですが、旭川市空家等対策協議会で協議を行う際、全市的な空き家問題を取り扱うだけではなく、個別の空き家問題について、現地の状況を踏まえてどのような対策が有効か等を協議事項に加えるとともに、その個別空き家の近隣住民から直接意見を聞き取りする等の手法も加えてはと思います。それによって市民と行政の問題意識が共有されると思いますが、こうした手法についての見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 これまでも、全市的な状況のほか、行政代執行を行う場合など、重要な案件については個別に協議をしてきたところでございます。今後、全ての空き家について協議するということは難しいですけども、対応が長期にわたっているもの、または危険度が著しく高いもの等については、近隣住民からの相談内容や意見を協議会に報告した上で、協議会の場においても問題意識を共有できるよう検討してまいります。

○いしかわまさき委員 次に、3つ目でございますが、空き家の利活用の観点から、現在7件の掲載にとどまっている北海道空き家情報バンクをもっと積極的に活用する、さらには、本市と空き家問題対策に関する提携先でもあります北海道宅地建物取引業協会旭川支部や、旭川司法書士会等の意見交換を密にして空き家を増やさないための対策、空き家の売買や賃貸を推進する方法、空き家の相続や登記に関する問題等について、協議の場を拡大していく必要があるのではないかと思います。また、既に連携して対策を実施しているとは思いますが、今後さらに連携を強化して実施が可能と思われる施策について、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 旭川市においては、民間運営の住宅・不動産サイトの物件件数が多いことから、北海道空き家情報バンクにつきましてはあまり活用されていない状況でありますが、空き家の売買や賃貸を促進するためにも、情報サイトの充実は望ましく、利用増に向けたPRなどを進めてまいります。

また、これまでも、北海道宅地建物取引業協会旭川支部や旭川司法書士会など関係団体と連携を図っているところではありますが、今後におきましても、引き続き連携を図り、例えば空き家予備軍への予防啓発セミナーを開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。

○いしかわまさき委員 次に、4つ目でございますが、緊急安全措置の運用拡大というか、解釈の拡大を行ってはいかがでしょうか。

というのも、空き家に隣接する住民の多くが問題とするのは、夏季期間の雑草問題や害虫等の衛生問題、冬季期間の除排雪の問題であり、何か緊急性を持って安全を確保しなければならないとい

うケースは少ないのでないかと思います。そうであるならば、緊急安全措置を拡大して、例えば、生い茂った雑草を刈り取ったり、害虫を駆除したり、除排雪を行ったりすることも必要なのではないかと考えます。

既に府内の各部局で対応しているものもあると思いますが、それらの作業は、委託することによって費用が明確になり、その費用は、所有者に事前通告した上で回収するといった方法がよいのではないかと思います。所有者側からすると、解体等の除却費用は高額になって金銭的な負担が大きくなるものの、軽微な緊急安全措置であれば、費用も安く、支払いも可能になってくるのではないかと考えます。

こうした対策に関する見解をお答えいただきたいのと、あわせて、本提案によって緊急安全措置に関する予算措置の拡大も必要になってくるかと思いますが、その可能性についての見解もお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第13条で、人命や財産に重大な危険が急迫している場合に限り、緊急安全措置を行えるというふうに規定しております。危険性の伴わない夏季の樹木繁茂や冬季の除排雪への運用拡大は困難であるというふうに考えております。所有者の管理責任を明確にする観点からも、慎重な対応が必要というふうに考えております。

○いしかわまさき委員 先ほどの行政代執行の質問の際、行政代執行を行う前には、事前に旭川市空家等対策協議会で協議する旨の御答弁がございましたが、この手続を緊急安全措置を実施する際にも運用し、条例第13条を前提としつつ、所有者のモラルハザード等のバランスに鑑みながら、個別に緊急安全措置の実施の是非を判断するような仕組みをつくっていくことはできないのか、その上で前向きに緊急安全措置を実施することはできないのか、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 緊急安全措置についてですが、対応が長期にわたっているものなどについて、その状況を協議会に報告するといったことは可能です。また、協議した際に、市による措置を行うべきという意見が協議会から出た場合は、市としても大きな判断材料になるものというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの御答弁で、緊急安全措置の運用に少しだけ柔軟性が持てる可能性を見いだしましたが、緊急安全措置が難しいとなった場合、現実的な対応として、先ほどの答弁でありましたような府内横断的に各部局が行っている空き家対策を実施していくしかないと思います。

その場合、市民の皆様が問合せをする先や相談窓口を一元化並びに周知する必要があると考えますが、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長 空き家に関する相談は、落雪、草木の繁茂、蜂の巣など多岐にわたることから、ホームページで相談窓口一覧のページを設け、市民向けに案内しているところでございます。また、市の代表電話に空き家に関する相談が寄せられた場合は、まず、建築指導課につながり、相談内容に応じて建築指導課から関係課につなげるといった運用を行っているところでございます。

今後も、市民が空き家の相談先で戸惑うことがないよう、ホームページですとかリーフレットをより分かりやすくなるよう充実させ、PRや周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○いしかわまさき委員 市民の皆様にとって、空き家問題は悩みの種として、今後、担当部局への相談はますます増えてくることが予想されます。そのたびに、担当部局は府内横断的な対応が求められてくるところでございますし、また、市民の皆様からは厳しい言葉をもって担当部局に苦情を寄せられる方もいると聞いております。

担当部局からすると、隣近所の空き家問題で困っている市民の皆様への対応ですから、丁寧な対応が求められるところでありますが、その御苦労は察して余りあるものがあると思います。しかも、その空き家が所有者不在や不明であれば責任の所在というものが曖昧になりますが、所有者がいながら、その処理を行わずに放置しているという空き家の場合、所有者の市民に責任を求めてくになります。とはいって、担当部局としては、所有者の行動を待つばかりはいられないところでありますし、この辺の対応につきましては、本市における空き家対応の仕組みを検証していかなくてはならないものと思います。

こうした背景を踏まえ、空き家問題対策の改善の提起、最後、5つ目でございますが、やはり最終手段としての行政代執行に関する予算措置も必要ではないかと考えます。行政代執行の費用は、原則、所有者が負担するものですが、所有者に問題があったり、所有者が不明だからこそ、行政代執行を選択しなくてはならない現実に鑑みますと、予算措置を行った上で行政代執行の判断の是非を行うべきではないかと思います。

令和7年度予算では行政代執行分の予算計上が行われておりませんが、行政代執行は、予算の有無や財政負担を第一義的に判断の是非にするべきではなく、あくまでも市民の皆様の安心、安全が担保されているのか否かの視点で判断されるものであり、そのためには相応の予算措置を行っておくべきだと思いますが、見解をお答えください。

○岡田建築部長 行政代執行の実施につきまして予算措置をすべきではないかという御指摘につきまして、行政代執行に至るまでの物件というものについては、長期間、指導助言等を行っているもので、当然、そういう案件がない場合に予算措置をするというのは抵抗を持つところでございますけれども、空き家の協議会ですとか、そういうところに諮った上でそろそろ行政代執行に踏み込むべきと判断される場合につきましては、当然、適切に予算措置をしていくという考え方を持っております。

行政代執行の執行につきましては、予算ですか財政負担ということではなくて、まず、市民の生命、財産に重大な危険性を及ぼさないようにということが大前提になりますので、今後につきましても必要な措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 以上、空家等総合対策費に関連して質問させていただきました。空き家問題は今後ますます増加していくことが予想されながらも、現行の法律や条例ではどうすることもできない事案が多々発生しているのも事実であります。

私は、地元、永山地域の住民から寄せられている相談で、ある火災現場が放置されている問題に直面しております。その火災現場は、昨年5月に発生した火事によって2人の住人が亡くなり、ほぼ全焼した家屋は今もそのままの状態で放置されている状況下にあります。特定空家等に近い状況から、建築指導課が担当部局として建物の所有者と粘り強く交渉を続けていると聞いておりますが、金銭的な問題からか、所有者からは建物解体等の前向きな回答は得られていないと聞きます。

近隣住民からすると、焼け焦げて残っている建物を見るたびに火事の恐怖を思い起こすのと、人

が2人も亡くなっている現場がそのままの状態で存在しているという心理的な負担は計り知れないものがございます。この火災現場を空き家と呼べるかどうかはともかく、対策といたしましては空き家問題と同等にあると思います。この空き家の近隣住民には何らの落ち度がないのに、安心、安全な暮らしが脅かされている状況下にあります。運が悪かった、公共の福祉にかなわないということで片づけられることなく、一人でも多くの市民の皆様に、旭川市に住んでいてよかったですと思ってもらえるような空き家対策が行われることを切に願いまして、私からの経済建設常任委員会所管分の質疑を終了いたします。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時38分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高橋紀博委員 それでは、後半戦のほう、質疑させていただきます。

私のほうからは、建築部と観光スポーツ部に2件質問させていただきます。

まず、建築部のほうなんですけども、8款6項3目市営住宅改善事業費のうち、令和6年度市営住宅改修費の執行額及びその内訳について、まずはお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 令和6年度市営住宅改修費の執行額は3億5千791万5千558円となっており、内訳は、昇降機制御装置や自動消火装置の更新業務などの委託料8千707万4千270円、忠和団地内部改修工事や受水槽室改修などの工事請負費2億6千310万5千574円、忠和団地内部改修工事に伴う入居者の移転料558万5千800円、事務費214万9千914円となっております。

○高橋紀博委員 今お示しいただきました。で、執行額として約3億6千万円、そのうちの約2億7千万円が忠和団地の改修に関わる費用だということで、今、お示しいただきました。

その忠和団地の改修費が主な内訳になっていますけども、それでは、その忠和団地の概要と現在の入居戸数についてお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 忠和団地は、鉄筋コンクリート造5階の住棟が11棟、管理戸数は400戸であります。また、入居戸数は、本年9月末時点で216戸となってございます。

○高橋紀博委員 5階建ての住棟が11棟ということで、管理戸数400戸のうち、今は216戸が入居されているということで理解いたしました。

忠和団地の内部改善ということで、この間、行われてておりますけども、まず、改めてになりますけども、改善する目的と現時点における工事の着手時期を改めてお示し願います。

○村上建築部市営住宅課主幹 平成24年3月に作成した旭川市営住宅長寿命化計画では、昭和55年度から58年度に建設された忠和団地は、建物の老朽化や設備の劣化が進んでおりまして、住棟及び住戸における設備等の機能向上を図り、居住性を高めるといった目的で住戸改善を実施する団地とされております。

これに基づきまして、平成28年8月に忠和団地改善基本計画を作成しまして、平成30年度から給排水設備や換気設備の更新、浴室のユニットバス化に加えまして、内装を断熱性が高い樹脂窓

に取り替える住戸改善を進めております。

○高橋紀博委員 今、昭和55年度から建設が始まったということで、これ、よく小林委員が言う、昭和で言わると何年前っていうのはびんとこないで、これ、1980年ということなのであれば45年前ということになりました。改修工事が始まったのが平成30年度ということなので、これも西暦に置き換えて計算すると7年前から改修工事が始まっているっていうことあります。

令和6年度末までの改善済みの住戸数と事業の進捗状況についてお聞かせ願います。

○村上建築部市営住宅課主幹 住戸改善は、平成30年度から令和3年度までの4年間は毎年15戸程度、令和4年度から6年度の3年間は年間25戸、実施しております。令和6年度末まで、昨年度末までに133戸が改善済みとなっておりまして、割合で申し上げますと約33%となってございます。

○高橋紀博委員 約33%ということありました。それに期間が7年かかっているということあります。今の御答弁によりますと、400戸あるうち133戸が改修されているということなので、あと残り267戸、まだ改修していかないかなといふことだと思いますけども、年間25戸ずつってなれば、少なくとも10年、この先10年はかかるってことで理解いたしました。

住戸改善の進め方、進捗率が非常に低いんじゃないかなっていうふうに受け止めるわけありますけども、そのことに関する理由があればお聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹 現在の進め方ですけれども、入居者に同じ住棟の空き住戸へ仮移転していただきまして、元住戸の改善工事を完了後に戻っていただくといったような方法で進めてございます。この方法では、低層階にお住まいの高齢世帯の仮移転先が場合によっては上層階の住戸になることもございまして、移転することが困難だといったような理由で計画どおりに進められていないというケースもございます。

また、25戸分の住戸改善には、おおよそ1億5千万円程度の費用がかかることも、厳しい財政状況に鑑みますと、年間の実施件数は25戸程度、限界であるということも進捗力が低調となっている大きな要因であると認識してございます。

○高橋紀博委員 25戸程度っていうのも、財政的なところで、お金があればもっともつと一遍に進めていけるって。改修って言いましても、浴室のユニットバス化ですとか給排水設備ということなので、そんなに難しい改修じゃないのかなっていうふうな気もするんですけど、大変なのかな。

私の家が、今年、お風呂とトイレと全部変えたんですけども、1週間かからないぐらいですぱっと終わったんですけど、そうはいかないのかなと。建物が全然違いますから、そういうことだと思います。

ほぼ50年近く前の建物、これ、改修していないお風呂っていうのは、当時のお風呂のままでいうことで理解してよろしいですか。

ああ、なるほど、分かりました。なかなか、財政的な面も含めて、進んでいかないということあります。

といつても、改善済みというところが3割ということで、まだ7割ほどの住戸が改修していかないかなといふことありますけども、このまま、今、答弁のあった方法で、今後もこの改善というのを行っていくつもりなのか、その辺のところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 令和8年度までは、一つ前の答弁で説明をさせていただいた方法で進

めることというふうにしておりますが、令和9年度からは、現在空いている住戸改善を進め始めまして、また、入居者の方には、仮移転先としていた住戸を含めた改善済みの住戸のほうに住み替えをしていただくという方法で進める予定というふうにしております。これによりまして、元住戸に戻る期間を工事の期間に充てることが可能となります。財政状況にもよりますが、住戸改善の対象戸数を増やすことができれば、これまでよりもスピード感を持って進められるものというふうに考えております。

○高橋紀博委員 少し改善がされていくという、改善したところに一旦引っ越してもらって、住んでいた部屋を直したところにまた戻ると、また違うところがそこに入つてっていう繰り返しだけでも、もう行きつ放しで住むような状況になるっていうことだと思います。スピード感を持って取り組んでいけるということでありますけども、ただ、そういう形にしましても、やっぱり、まだ約7割という大きな戸数なので、それ相当の時間とお金がかかるっていうことになるかと思いますけども、この忠和団地改善基本計画に基づいてということで、この計画の中では全ての住戸を改善するということになっているのか否かということをちょっとお聞かせください。

○中村建築都市営住宅課長 基本計画の策定時には、入居者を対象としたアンケート調査を行っておりまして、約50%の入居者の方が住み替えや仮移転を望まないという回答がありました。この結果から、仮移転先とする空き住戸や仮移転希望者の住戸を先行して行い、住み替えなどを望まない住戸につきましては、入居者の退去で空きとなった住戸、これらが一定程度まとまった段階で改善を行うということとして、現時点においては全住戸を改善するという考えであります。

○高橋紀博委員 考え方としては全戸を改善していくってことありましたけども、まず、今、住まれている方で、そういう住み替えですか改善、そういったものを望まないっていう方も、それ相当、いるっていうことでもありました。

まず、全戸を改修していくとなると、やっぱり、時間と相当なお金が必要となってくるっていうことと、この先、将来の人口推計等を見ましても人口減少ですか少子高齢化が顕著であります。さらに、財政状況も非常に厳しい状況に旭川市はある。そのほかに、先ほど答弁にありましたけども、高齢の入居者が上階層に仮移転するっていうことが厳しいということなどを考えると、新規入居者を募集しても上層階では申込みがあるのかなというふうに考えるところです。そもそも、改修しても、建物自体がもう50年前の建物で、あの団地の階段を5階まで上がるってなると、私でもちょっと引いてしまうなっていうふうに感じる建物なんですね。

この間、7年かかってやってきてるんですけども、新たな入居をもうずっと止めたままでやってきてるっていうことですよね。であれば、400戸あるけども、200戸ちょっとで、ほぼ半分はもう空室の状態がもう7年間、しかも、それが、この先、10年までかかるにしても、相当な年数っていうことは、もう半分の空間だけで賄えているような状況にあるのではないかなどというふうに考えられるわけですよ。

5階建ての建物で400戸ということは、1階当たりが80戸っていうことになると思うんですね、八五、四百で。そしたら、80戸で3階までであれば、八三、240戸でやっていけば、ある程度、3階まででほぼほぼ今の人たちのところは収まるのかなあと。で、いえば、もっと増やしていくんであれば、4階層までだと、本当に5階層まで全部400戸を改修して、この先、それが10年後ぐらいに改修が終わりましたよってなったときに、そこが、本当にちゃんと、居住する人

たちが、望む人たちがいるのかっていうことを考えると、まず、改善していくってことの対象っていうか、改善対象戸数というのも見直していく必要があるのではないかなど私は考えるところでありますけども、市の見解を伺いたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 今、委員の御指摘のとおり、本市の将来人口は減少傾向にあります。また、昨今の物価高騰や人件費の上昇等から、住戸改善の費用も増額していくということが見込まれるところであります。また、令和6年度の定期募集における申込みの実績では、入居申込者1千242名のうち、65歳以上が765名おりまして、割合にしますと61.6%が高齢者の申込みであります。また、高齢者の申込みは増加傾向であります。エレベーターのない住棟の3階以上の住戸では高齢者の申込みはほとんどないという状況で、また、世代を問わず、申込みのないという住戸もあります。

こうした社会情勢の変化や、今後想定されます改善費用の上昇などのほか、入居の申込み状況などを見極めながら、全住戸を改善する必要性について検討をしてまいります。

○高橋紀博委員 本当、これ、十分検討する余地があるのではないかなどというふうに思いますので、まずは、3階、4階でも、11棟全部を4階までする必要があるのかということも、少しずつ改善されたところに募集をかけながらっていうようなやり方もあると思いますので、検討していただきたいなということで、建築部の質問は終わらせていただきます。

次に、観光スポーツ部ということではありますけども、10款6項1目保健体育総務費のうち、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金とありますけども、令和6年度決算で763万6千円の負担金を支出しているというふうにありました。

まず、この同協議会の決算概要と、その主な事業についてお示しください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の決算概要でございますが、まず、収入の合計は1千228万5千434円で、その内訳といたしまして、負担金で793万6千269円、補助金で180万円、利息収入等で3千374円、繰越金で254万5千791円でございます。

次に、支出の合計ですが、973万9千643円で、内訳といたしましては、委託費で642万6千127円、旅費で98万6千681円、消耗印刷費で77万7千469円、使用料で63万2千68円、通信運搬費で36万5千181円、食糧費で18万5千486円、報償費で16万896円、交際費で15万2千195円、そして、その他の支出で5万3千540円で、この収入と支出の差額でございます254万5千791円を次年度繰越金として処理したところでございます。

また、主な事業内容でございますが、慶應義塾体育会野球部の合宿、近代3種世界選手権大会派遣選手の第2次強化合宿、パラノルディックスキー合宿の受入れや、2024年パリオリンピックのパブリックビューイングの実施ですとか、レスリング金メダリストの講習会の開催、そして、車いすラグビー金メダリストの報告会などの事業を実施したところでございます。

○高橋紀博委員 うちの会派の上野委員だったら、この慶應義塾体育会野球部合宿がすごく気になるところだと思いますけども、私はちょっと違った視点で質問させていただきたいと思います。

今、事業内容の中ありましたレスリング金メダリスト講習会が令和6年度に開催されているということで、その概要についてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 レスリング金メダリスト講習会に

つきましては、2024年パリオリンピック、レスリング女子で金メダルに輝きました藤波朱理選手と鏡優翔選手らを講師として本市にお招きし、令和6年10月13日と14日の2日間にわたりまして大成市民センターで開催したところでございます。

当日は、同日同会場にて行われた北海道ジュニアレスリング大会に参加していた子どもたちを中心にして300名の参加等がございまして、両メダリストからの実技指導や講話に加え、金メダルを触らせたり個別に記念撮影を行うなど、金メダリストを身近に感じることができる会とすることができます、参加者の親御さんを含め、御好評をいただいたところでございます。

○高橋紀博委員 私も、このとき、その会場において、いろいろお手伝いさせていただいていたんですけども、今、答弁がありましたとおり、子どもたちもすごく喜んでいました。それとあわせて、やっぱ、親御さんが本当に感動して、鏡選手と藤波選手の対応もすごくよかったですけども、もう本当に子どもたちを膝の上に乗せて写真を撮るぐらい、あと、サインですよね。求められれば、もうシャツでも何でもサインをしたりっていうことで、その対応に、やっぱり、親御さんが、もうあり得ないっていうような、本当、また、パリオリンピックが終わった後で、すごい話題性のある選手でもあったので、やっぱ、この競技をしている親御さんたちにとってもすごく誇らしいような場面だったんじゃないかなと思います。

ただ、この講習会の、こういったことがあるよっていうことがどのような形で周知されていたのか、お伺いしたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 周知の取組であります、本市からは、広報誌である「あさひばし」9月号でクローズアップ記事に掲載したほか、本市ホームページ、SNSでの発信に加え、共同主催者である旭川レスリング協会からも関係者等にお知らせするなど、事前の周知に取り組んだところでございます。また、開催後におきましても、講習会の模様を市のSNSやユーチューブで公開しまして、次回開催に向けた認知度の向上に向け、取り組んだところでございます。

○高橋紀博委員 講習会ですから、当然、関わる子どもたちですとかになるかと思いますけども、そういったことが旭川で起きていたんだっていうことが、もっともっと旭川市民の人たちに伝わったらしいのになあというふうに思ったのと、当日、北口選手の凱旋パレードが同じ日に行われていたんですよね。この講習会っていうか、ジュニアレスリング大会の会場では、もう、この鏡選手と2人が来ているっていうことで盛り上がっているけど、外に出ればもっともっと市民が北口榛花さんで盛り上がっているって、ただ、私、すごくもったいないなと思ったんですけども、せっかくメダリストが来ているのに、それ、どうなんだという思いもすごい持っていました。

もっと聞くところによると、令和6年度で、レスリングのメダリストが来ているっていうことはありましたけど、ほかにもメダリストが来ている事例っていうのが、令和6年度、あるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 オリンピックメダリストによる本市でのイベント開催事例について、令和6年度の実績で申し上げますと、女子のやり投げの北口選手、レスリングの鏡、藤波選手に加えまして、2018年の平昌オリンピック、カーリング女子で銅メダルの本橋麻里選手によります講演会ですか、2020年東京オリンピック、女子体操で銅メダルの村上茉愛選手による体操教室、また、2024年パリパラリンピック、車いすラグビーで

金メダルを獲得いたしました池崎大輔選手と島川慎一選手による体験会が本市で開催されたところでございます。

○高橋紀博委員 それなりっていうか、そうそうたるというか、このメダリストが、この令和6年度、旭川に来て、いろいろ講習会なり何なりということが開催されていたということで、毎日、ここにメダリストの人が来ていまして、今ちょっといなくなっちゃって残念なんですけども、そうですね、本当に多くのメダリストがこの旭川に、特に東京オリンピックが開催されてから、そういったメダルっていうものに市民の人たちもすごい関心があるし、やっぱり、永瀬さんがメダルを見せると、みんな、喜んで首にかけて写真を撮ったりっていう、非常に、そういった人たちというのが来ているっていうことは誇らしいなというふうに思ったんですけども、先ほど申し上げましたけども、当日も、当然、地元の北口選手だから、そちらは盛り上がるの当然ですけれども、同時に、メダリストであるレスリングの人も来て、体操のメダリストの人もその日に来ていたってことで、今日は、もうこれだけの人、メダリストが旭川に集まっているんだよっていうことが、市民の人たちに、そういうふうに伝わっているのかっていいたら、なかなかそういうふうに伝わっていないんじゃないかなっていうので、ちょっともったいないよねっていう気もしました。

また、今年も、この間、レスリング大会でメダリストということでやったんですけども、そのとき、永瀬さんも来て、ちょっとお話ししたら、実は、旭川って、オリンピック、パラリンピック、こういった競技の選手の輩出が、多分、自治体レベルでいえば日本一出しているんじゃないかなって言われているっていうようなことを、永瀬さん、言っていたんですよね。

そんな会話をしていたら、今津市長が挨拶する場面で、そういったオリンピック、パラリンピックだとか、デフリンピックだとか、そういった競技でメダルを一番獲得しているのは旭川なんだよみたいなことを言っていた、日本一、得意の日本一ということで言っていたんですけど、残念だなって思うのが、やっぱり、そういったことが今行われている、もしくは行われたですか、旭川市はそういうスポーツに関してはそういう環境なんだっていうことが、市民の人たちが全然分かっていない、私も分かっていなかったんですけども、そういったところが非常に残念だなというような思いを持っております。

当日のことも、それだけの人たちがいるっていうことであれば、何か、こう、例えば、駅前、北口さんがパレードする前に、オリンピックで活躍した選手、体操の選手、レスリングのメダリストもいるんだ、一回、お披露目するとか、何か、そういうやりようっていうのもあったんじゃないかなっていうふうに思いますけども、その辺についてちょっと御見解をお願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 初めに、今年度のレスリング講習会につきまして答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今年度は、旭川レスリング協会様の御協力もいただきながら、2024年パリオリンピック、レスリング男子で金メダルを獲得した樋口黎選手、それから文田健一郎選手、この2人をお迎えして、さらに、1964年の東京オリンピックで金メダルに輝いた本市出身の吉田義勝さんを講師としてお招きして、昨年と同様に、今月の12日、それから13日に開催いたしました。講習会に参加した約120名の子どもたちにとっては、世界最高峰の技に触れることができる大変貴重な機会だったと思いますし、一般の見学者も多く訪れたこともあり、大盛況のうちに終えることができました。

また、同日ではありますけれども、同日というか、12日、13日ではありますけれども、日本

航空様のお計らいで、日本航空所属のアスリート社員の4人の皆さんが旭川に訪れて陸上教室を開催していただきました。北口榛花さん、それから、この前の世界陸上でも人気となりましたけども、村竹ラシッドさん、走り高跳びの選手、それからパラリンピックの選手の4名の選手がいらっしゃいました。

こうした、旭川レスリング協会様もそうですが、日本航空様も、企業、団体の皆様に御協力をいただきながら、アスリートに触れる機会、メダリストに触れる機会をつくっていただきましたことは、大変ありがたいことだというふうに思っております。

今、委員からお話がありましたけれども、金メダルにつきましては、本市からは、本市に最初に金メダルをもたらした吉田義勝さんをはじめ、3大会連続で吉田さん、中田さん、加藤さんと金メダルを取られております。それから、柔道では恵本さん、上野さんが金メダルを取られていて、最近のパリオリンピックでは北口さんが取られていて、金メダリストとしては6名の方がいらっしゃいます。また、銀メダリストまで広げますと、陸上の高平さん、スノーボードアルペンの竹内智香さん、バスケットボールの町田瑠維さん、それから、パラリンピック、アイススレッジホッケーの永瀬さんなど、多数のメダリストが多くいるのが本市というふうになっております。

こうしたことを市民にお伝えする機会というものを今後も十分設けていきまして、スポーツに打ち込む子どもたち、それから若者が夢を持ってスポーツに取り組んでいける環境というものを、市としてできる限りつくっていきたいというふうに考えております。

また、周知について、これからも取り組んでいかなければならないと思いますし、今、委員からも御指摘いただきました。今後も、引き続き、こうした事業を継続しながら、広報、SNS等を活用して、引き続きスポーツの認知度向上、それから、シビックプライドの醸成といったものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○高橋紀博委員 今、聞いて、ホームページに、メダリストって、これ、調べたら、旭川市のホームページで出ているんですよね、ゆかりの選手のメダリストですと。これが本当に日本一のメダルっていうふうになるのであれば、昨日の駒木委員の質問を聞いて思っていたんですけど、メダルをかけたあさっぴーとか、何か、そういうのも、日本一のメダルであれば、そういうのも面白いのかなと。何で、ミヤクミヤクのあさっぴーがいるのに、やり投げのポーズを取ったあさっぴーがいないのかなとか思ったりするんですけども、そういったことでも、少し、市民の人たちにも、ああ、旭川ってそうなんだっていうような、誇らしいことなので、認識してもらえるようなことがあってもいいと思う。

また、メダリストだけじゃなくて、本当に活躍している市民っていうのも、今日、道新にも出ていましたよね。スポーツじゃないんですけども、小林白炎さんが、またフランスで、何かこう、表彰を受けたと。これも、何か、世界的にすごいものなんだけど、それが、なかなか、一部の人しか分かっていないのかな。これ、市で職員として働いている小林さんですよね。

というのがあったり、レスリングでもあれですけども、中学生が、今年、アジア選手権で銅メダルを取って帰ってきてるんですよ。これも、すごいことだと思うんですよ。中学2年生だったかな。女の子なんですけども、そのとき、報告を受けたときにも、悔しい銅メダルみたいな、アジア大会で銅メダルが何で悔しいのかなって、私は、もう誇らしいでしょうって思ったんですけども、もう悔しい銅メダルだったって言って、帰ってきて、何か、言っていたんですけども、そういった、

やっぱり活躍している市民というのもいっぱいいる。だから、市長だけが活躍しているわけじゃないので、もう広報も、もっともっとそういった人たちもクローズアップしながらやっていく必要もあるのかなっていうふうに思いました。

そういうことも含めて、やっぱり、こういったことは、市民の人たちが共有できるような環境を整えて、もっともっと整えるような努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の質疑は終わらせていただきます。

以上です。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時14分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 私は、3事業、質疑させていただきます。

初めに、農政部に質問いたします。

6款1項3目の強い園芸産地づくり支援費についてお伺いいたしますが、初めに、事業内容及び決算額、お示しください。

○杉山農政部次長 強い園芸産地づくり支援費の決算額といたしましては、園芸作物施設等整備導入支援事業として、暑熱対策資材や高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援に係る経費等として1千138万4千円、野菜や花卉、果樹の生産振興のため、旭川青果物生産出荷協議会や旭川市果樹協会に対する支援等として24万1千円、合計で1千162万5千円となっております。

○高花委員 今日は、野菜農家に関わる部分で質問させていただきたいと思っておりますが、恐らく、この10年間の中で野菜農家も減少傾向にあるのではないかでしょうか。

そこで、10年前に比べて、野菜農家数、また野菜の生産額、どのような推移となっているのか、そして、本市の水稻農家、お米と野菜の複合農家、野菜のみの農家、それぞれ、戸数、お示しいただきたいと思います。

また、本市の野菜の生産額のトップ3、教えていただけますでしょうか。

○杉山農政部次長 本市の10年間の農家数の推移について、国の経営所得安定対策等推進事業に基づく平成27年度と令和6年度の対比で申し上げますと、水稻農家数は710から463、その内数ですが、水稻と野菜の複合経営は423から280、野菜のみを栽培する農家数は194から138へとそれぞれ30%前後減少しております。また、本市の10年間の農業生産額の推移について、農林水産省の統計及び旭川青果物出荷組合連合会等への調査に基づく平成27年度と令和6年度の対比で申し上げますと、水稻生産額は77億3千700万円が76億8千600万円と横ばいでありますが、野菜の生産額は16億9千500万円が14億4千200万円と15%程度減少しております。

なお、本市で生産される施設野菜の生産額トップ3につきましては、令和6年度の数字で申し上げますと、第1位がコマツナで1億3千440万円、第2位がチンゲンサイで1億1千430万円、

第3位がミニトマトで1億837万円となっております。

○高花委員 水稲農家の数が、何分、圧倒的に多いですけれども、10年前と比べて35%減少しており、複合経営の方は約34%、野菜農家のみという方は29%の減少をしている。そもそも戸数が違います。水稲農家は710世帯、10年前、ありました。野菜農家は194ありました。それが、今、野菜農家さんは138と、もともとそんなに多くないところで約30%近くも減少している、このことに非常に危機感を感じております。

最近は、お米ばかりがクローズアップされ、新米も出ましたけれども、まだまだお米が従前より高い状況の中で家計を圧迫している感はありますけれども、野菜も、もしかしたら、食卓から消えはしないかもしれないけれども、少なくなる可能性があるのではないかと。

非常に、これは、野菜農家の方も心配をしておりまして、じゃ、本市として、この野菜農家さんを支援するためにどのような声を把握されているのか、伺います。

○杉山農政部次長 野菜農家の皆様からは、農業者の高齢化や後継者不足問題、機械や資材の高騰、温暖化による営農環境の変化など、様々な課題に直面していることをお伺いしております。

そうした中で、毎年度の予算要求及び事業執行に当たっては、ふだんからお伺いしている野菜農家の声や、旭川青果物出荷組合連合会との支援策の協議内容を事業に反映し、例えば、気温の上昇による作物の影響に困っているという声から暑熱資材の導入を支援するなど、限られた予算の中で要望のあった支援措置を実施しているところでございます。

○高花委員 以前、私、農家の方と女性議員との懇談会があった際のことを質問で触れたことがあるのですが、その際に、すごく暑い夏で、カボチャが土の中で沸騰しているというお話を伺いました。本当に、近年、旭川も非常に酷暑と言われるぐらい猛暑日が続いておりますけれども、野菜も暑さの中で頑張って成長しているということは分かりますので、その暑熱資材の導入を支援するというのは分かりますが、全て要望のあったことを支援しているわけではないというふうに思います。それが、今、答弁にあった、限られた予算の中でできること、またできないことがあるんだと思います。

特に、この野菜農家の方といろいろ話をしていく中で、課題の解決で機械や資材の導入ということも分かりますけれども、どちらかというと、農政部さんのお答えはそういう答弁が多いと思います。ところが、人手が足りない中でも、自分の土地の中に勾配がある場所があるんです。営農していくことが難しい、でも無駄にはしたくない、そういうお声も聞きました。

今後において、農政部の方は、この勾配に関して何か要望があったのか、本当にしっかり野菜農家と話合いをしているのか、この野菜農家の減少に歯止めをかけるために何か手立てをしているのか、ただ機械の導入の支援だけではない、ハード面、ソフト面も含めて、未来にわたって安心できる営農、この環境整備、支援策、どのようにお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

○林農政部長 旭川農業に関しましては、今いろいろとお話がありましたけれども、確かに水稻を中心にはなっているかと思いますが、しかしながら、野菜に関しても、御承知のとおり、約60品目ほどの多品種を扱っております。私も、いろんなプロモーションの機会を通じて、当然、お米だけではなくて、野菜に関しても重要な農産物としてPRをさせていただいております。

昨日も、この庁舎の1階で直売されていましたけれども、当然、米だけではなくて、いろんな野菜があって初めて旭川農業なんだなということは、一市民としてもそういう受け止め方をしていま

す。

そういった中で、いろいろ課題を抱えて、野菜農家の皆さんも頑張っていらっしゃると思うんですけれども、特に、近年だと、気候変動だとか暑熱の話もありましたけれども、あるいは物価高騰だとか、いろいろな条件があります。私どもは、限られた予算と申し上げていますが、一応、国の制度の隙間を埋めるようなことも含めて、できるだけ声に沿った形で対応してきているつもりですが、当然ながら、全ての項目に対して応えているわけではないとは思っています。特に、今ありました土地の勾配の話についても、いろんな環境にある農家さんがいらっしゃると思いますので、そういった一つ一つの声に全て応えられていないかと、そういう反省は当然あります。そういった随時対応していることもそうですけれども、しかしながら、一方では、旭川農業を考えるときに、抜本的あるいは持続的な、そういった観点でこれからいろいろ考えていかなきゃならないというふうに思っているのも事実です。

昨年も若干触れましたけれども、今、農政部のほうでは、今後の旭川の農業について、どういった方向性で行つたらいいのかといったことを検討しているところです。かなり時間はかかっていますけれども、それだけハードルが高い懸案なんだというふうにも思っています。そういったときに、今いろいろ農家さんの声のお話もありましたけれども、そういった声をいただいているというのは、ある意味、すごく心強いというか、頼もしいなということもありますので、ぜひ、そういった方々とも一緒にあって、この方針、考え方について整理をしていきたいなというふうに思っています。

安心して営農できる環境、それから稼げる農業、こういったことは、生産から流通、販売、そして消費に至るまで、いろんな場面が想定されますし、それぞれに応じた支援策が必要だというふうに思いますので、基幹産業である旭川農業について、今言ったような場面を細かく生産者の方々と共有しながら、行政でもそれをしっかりと共有して、基幹産業にふさわしい、そういった環境を整えていくような進め方に我々としては努めてまいりたいと考えております。

○高花委員 私たちが考えている以上に、野菜農家さん、非常に危機感を持っておりました。伺つたんですが、100均の、100円の壁というのがあるそうです。100均がこれだけたくさんあって、野菜も、今、キャベツは95円まで値段が下がりましたね。これが150円になると売れなくなるそうです。その100円の壁というのがあって、野菜の値段というのは、確かに、豊作のとき、いろいろありますけれども、値段が高いと売れなくなるっていう、そういう心理が働いてしまう。私も、ちょっと高いなあ、キャベツが298円だったら、欲しいけど、買えないな、白菜、鍋にしたいけど、難しいなって、やっぱり引いてしまいます。それが100円以下になると売れるっていうんですね。その100円の壁というのを今回伺いまして、それはいろいろな事情があるんでしょうけれども、やっぱり、生産者さんは、そういったことも考えて、時代を見ながら作られているんだなあということを思いました。

私たちができることは、できる限りの支援でありますけれども、もともと水稻農家に比べて多くない野菜のみを生産しているこの戸数、農家数を、やっぱり、これ以上減らさないという支援策を農政部としても今後考えていただきたいと指摘して、農政部への質問は終わりたいと思います。

次に、市営住宅についてお伺いしたいと思います。

8款6項3目の市営住宅改修費、ただいまも、質疑、ありました。私は、忠和団地と第2豊岡団地の部分でお聞きしたいと思います。

まず、この忠和団地内部の改修工事に係る執行額について、決算額について伺います。

また、その工事内容のうち、給排水設備の更新について、詳しい内容を伺います。

○村上建築部市営住宅課主幹 令和6年度市営住宅改修費のうち、忠和団地内部改修工事の執行額は1億4千826万5千700円、この工事に伴います入居者の移転料としまして558万5千800円、合わせまして1億5千385万1千500円となってございます。

次に、工事内容なんですが、給排水設備の更新につきましては、台所、トイレ、浴室、洗面及び洗濯場のいわゆる水回りの部分の給水管と給湯管の取替えのほか、ユニットバス及び洗濯機置場の設置に伴います排水管を新設しております。

○高花委員 その排水管、洗濯置場の設置に伴う排水管というのが最後の答弁にございましたが、その工事が終わった後、洗濯機を置く位置が高さが15センチ上がっているんです。

私も、実際、見てきましたけれども、この15センチ高くなるというのは、設計からそのようなつくりとなっていたのか、なぜそうなったのか、ほかに整備方法はなかったのか、あわせて、15センチ高くなるということは入居されている方に説明があったのか、伺います。

○村上建築部市営住宅課主幹 本工事の改修工事の設計に当たりましては、工事に伴う作業を住戸内で全て完結させるといったことが必要となります。新設する排水管を収めるため、洗濯機置場の床面を15センチほど上げるといった設計としております。

ほかの整備手法としましては、洗濯機置場に合わせて、脱衣室の床面を上げる手法もございますけれども、こうした場合、入居者の動線上に段差ができてしまい、転倒による事故につながるなどの懸念がございます。また、下の住戸の天井内に排水管を収める方法もありますけれども、この場合につきましても、入居者が生活している下の住戸内で作業を進めることになるため、工事関係者の出入りのほか、発生する騒音や振動により生活の支障となるおそれがあります。こうしたことから、入居者の安全性と負担軽減を優先とした整備手法としたところであります。

また、説明がなされたのかといった点につきましては、平成30年から着手しておりますけれども、そのときに説明されたかどうかということについては現時点で把握はしておりませんけれども、現在、工事を進めるに当たって、その対象となる入居者には、改善済みの住戸を内覧していただきまして、その段階で確認してもらうのと、あと、説明をさせていただいているといったところでございます。

○高花委員 多分、その方は聞いていなかった方だと思います、初期の方で。本当に、15センチ上がるということは、背の低い方は小さい踏み台を用意して洗濯物を取っていらっしゃる、こんな状況でした。せっかく新しくなったのに何か使いづらい、こんな感を与えてしまっているんですね。

で、この住宅改善について、本当に入居者のことを考えてこのやり方で進めたのは、どうしても理解ができないんですね。例えば、1棟を丸ごと替えるんだったらここまでしなくてもよかつたかと思います。また、階段ごとでできる、玄関ごとで改善できるんだったらこの方法もなかつたと思います。どうしても、個別的に引っ越しをした、そういう1億円以上かけての今回のこの改修費の中で、新しくなるって期待していた分、かえって使いづらくなつた、このことについて市の考え方を伺います。

○岡田建築部長 住戸改善をすることによって入居者の方に御不便をおかけしていると。で、整備手法についても、1棟丸ごとの改修、あるいは階段室ごと、玄関の向きごとなどの改修方法があつ

たのではないかということですけれども、従前、住戸改善につきましては、平成のまだ一桁の頃にやった以来、住戸改善というものをやっていなかったと私は記憶しているところですが、その頃につきましては、まだ財政状況が今ほど逼迫していないということもあって、1棟丸ごと、入居されている方に移転していただいて全て入れ替えるという改修工事をやっておりました。

しかし、現在のような財政状況の中、最低限でも階段室ごとにやりたいという思いはございましたけれども、入居者の中で、先ほど高橋紀博委員の答弁の中でもお答えしましたけれども、移転したくないという希望を持っておられる方ですとか、移転するときに上の階になってしまうだとかつていう様々な要因で、なかなか、皆さんに退去していただいて一齊に改善するという手法を見いだせなかつたという事情もございますけれども、忠和団地の住戸改善を今後どのように進めるかという中で、現在、もう歯抜けのようになってしまっている中では、こういった現在の改修方法を続けるということしか手法はないのかなとは考えておりますけれども、今後、可能な限り、入居される方の期待に沿わないような改修にならない手法というのをきちんと整理した上で進めていかなければいけないというふうに考えております。

○高花委員 まだまだ、住宅改修、必要な団地が旭川市には多くあると思います。それに関しては、入居者を考えて、しっかりと、何か場つなぎみたいなやり方ではなく、住みやすい環境整備に努めていただきたいと思います。

次に、第2豊岡団地について伺います。

1号棟、2号棟、終わりました。今、3号棟を進めているところだと思います。その第2豊岡団地の1号棟の外構について伺っていきたいと思います。

駐車場がありますけれども、駐車場の周りに緑地帯、芝生を整備されましたが、なぜこんな芝生が必要なのか伺いたいのと、その芝生を植えるために入居者の方がその緑地帯を草刈りしなければならない。これは行政から言わされたということで、高齢の方が一生懸命草刈りをしましたけれども、どういった理由からそのようになっているんでしょうか。

○吉岡建築都市営住宅課主幹 緑地帯は、隣接地との敷地高低差の調整や冬期間の堆積スペースを確保する目的で整備しております、降雨時の斜面の崩れや土の流出、強風による土ほこりの発生を防止するため、芝生としております。

また、緑地は、公営住宅法施行規則で共同施設と規定されておりまして、共同施設は、公営住宅法において、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と入居者の保管義務を規定しております、この規定に基づきまして、入居者の方々に、草刈りを含めて、良好な環境の維持に努めていただくようお願いしているところでございます。

○高花委員 法律で決められている、入居者の方が草刈りをしなければならないということなんですが、そもそもせっかく新しく外構工事をしているのに、芝生を植える理由も、今、伺いましたけれども、防草シートを敷いて草刈りをしないように済む方法だってあったんじゃないとか、いろいろ思ってしまうところです。わざわざ新しくしているところに手をかけなければならないやり方、高齢化となってきている中で、今後もずっと市民にそういった部分をさせていくのかということにはちょっと疑問を感じております。

そして、もう一つ、駐車場についてでございますが、非常に狭いと、お声もいただいております。

この駐車場の区画というのはどのような寸法なのか、定められているものなのか、その理由、そして、現在、住民が車を止めている同じ駐車場の向かい側は、全部、空いております。その空き区画に止めることはできないのか、伺います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 これまで駐車場を整備した北彩都団地を含めまして、駐車場の使用者負担の公平性を確保するため、区画寸法を幅2.5メートル、奥行き5メートルと統一して整備しているところでございます。

区画寸法の決め方は、旭川市営住宅条例施行規則で、駐車場に駐車できる自動車の規模を幅2メートル、長さ5メートルの範囲内としておりまして、この規模の自動車が収容できるよう、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例で定めている駐車区画の寸法、幅2.3メートル、奥行き5メートル以上を確保した寸法としているところでございます。

また、空き区画への移動は可能でございますが、冬季の除雪作業に配慮した区画の割り振りや、入居者間の公平性の確保について、自治会と入居者の間で調整していただく必要があるところでございます。

○高花委員 条例では2.3メートルと、奥行き5メートルと。ところが、旭川市の市営住宅の駐車場、それよりも、2.5メートルと5メートル、統一していますよということでした。

ところが、アルファード、全長4.995メートルあるんです。で、ヴェルファイアも同じです。ノアは4.695メートルなんですね。5メートルまでしかないところで、ほとんど全部使っちゃうわけなんです。そこで、冬、雪を下ろしたときに、後ろの車とは雪はねも入らないぐらいの幅しかないような、こういった車同士が並んでいると。そういうやり方で果たして大丈夫なのかという気がいたします。

そこで、先ほども申しました、これからまだ改修工事が必要な市営住宅が旭川市にはたくさんあると思います。今後の市営住宅の外構整備の在り方について伺います。

○中村建築部市営住宅課長 旭川市営住宅条例では、市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するとともに、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないというふうに規定しています。

第2豊岡団地の外構整備につきましても、条例に基づきまして、入居者が安全に通行するための通路や、入居者が使用する駐車場の確保のほか、堆積スペースとなるところで緑地帯を整備してまいりました。

今後の外構整備につきましては、今、委員から御指摘にもありましたとおり、入居者の方、いろんな事情があり、高齢化が進んでいるというようなこともあります。そういったことから、入居者の保管義務とされている共同施設について、必要な注意を払い、正常な状態において維持するための負担、これが少しでも軽減されるような整備内容について検討をしてまいります。

○高花委員 ぜひ、検討していただきたいなと思います。

委員長、もう1事業あるんですが、このままだとお昼を過ぎてしまう可能性がありますので、午後からにさせていただけないか、取り計らいをお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 承知いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

---

再開 午後 1 時 00 分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 まず、8款1項3目建築指導費のうち、空家等総合対策費について、主な事業概要と決算額の内訳を伺います。

○酒井建築部建築指導課長 令和6年度空家等総合対策費の主な事業概要と決算額でございます。

不良空き家住宅の除却に要する費用の一部補助に4件で120万円、所有者不在の空き家等に対する財産清算人の選任申立てに3件で151万7千994円、倒壊等の危険性がある空き家等の解体に伴う緊急安全措置として35万2千円、空家等対策協議会開催に伴う委員報酬として4万6千200円などとなっております。

○高花委員 午前中も質疑がありましたけれども、私は、補正予算の本会議直接審議でも、最後のほう、少し言わせていただきましたが、老朽化した空き家にネズミが発生して衛生害獣がすみつくという相談が寄せられました。御近所さんでは、ネズミ捕り器を設置すると1週間で7匹も捕れた、ということはもっといる、そしてまた、その空き家の隣の御家庭が、台所から見るとネズミがうようよい、これは、完璧に、公衆衛生上、よろしくない状況だというふうに思っております。

空家特措法で定めている公衆衛生上の対応として、ネズミの大量発生などの被害を受けている近隣住民、こういった方たちから、多分、行政のほうにも相談があると思いますけれども、そのときはどういった対応をされているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長 衛生害獣に係る相談としましては、ネズミのほか、ハトですとかキツネといった野生動物、これが空き家への営巣をすることによって、ふん害ですとか悪臭を引き起こしている、そういった内容が寄せられており、令和6年度の相談件数は17件となっております。

近隣住民から相談をいただいた場合の対応としましては、速やかに現地を確認し、所有者に対してネズミの駆除や侵入防止など必要な措置を講じるよう助言、または指導を行っていることに加え、所有者による対応がなされるまでの間は、相談者に対しても殺鼠剤ですとかネズミ捕りなどを用いた自衛的な応急な対応をお願いしております。また、庁内においても、健康保健部に相談内容を連絡し、必要な対応を連携して行うといったようなこともございます。

○高花委員 最終的には近隣住民が対応していくしかないということですね。非常に苦手な方もいらっしゃるかと思います。そういった業者に頼んだりする方もいらっしゃるのかもしれませんけれども、行政としては、そこまでの助言、アドバイスでしかないということは分かりました。

じゃ、この衛生害獣に限らず、雑草が生い茂ったり、空き家じゃなくても草を刈らないお宅もあると思いますけれども、そういったところにもネズミが発生いたします。当然、空き家なら、外も、中も、そういった害獣がいると思います。かつ、空き家だけではなく、空き地の中に、樹木の問題もあるのではないかと本会議直接審議で言わせていただきましたが、じゃ、先ほどは、ネズミの、そういった害獣の相談件数17件ということでしたけれども、今度、草木や樹木に係る相談実績はどれぐらいなのか、伺います。

また、その敷地の中で樹木が成長して、もう見るからに電線に干渉してしまう、今にも倒れそうな樹木もある、そういった空き家や空き地が見られたときには、どのような対応をされているのか、

併せて伺います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家等における草ですとか木、樹木に係る相談としては、樹木の枝が隣地に越境している、道路への枝の張り出しで通行に支障がある、または、落ち葉が道路や隣地に散乱して困っている、そういう内容の苦情が寄せられておりまして、令和6年度の相談件数は62件となっております。

樹木が電線に干渉しているといったようなケースもございますけども、そういうときは、まずは、樹木の所有者に対して伐採や剪定など適切な管理を行うよう助言、指導を行っております。また、安全確保のために電線を所有している北海道電力などにも連絡するほか、府内においても、例えば環境部などと必要な対応を連携して行うといったこともございます。

○高花委員 非常に、建築指導課としては各部局とも連携を取っているということが午前中の質疑で分かりましたけれども、62件も樹木のほうの様々な相談がある、害獣よりも件数が多いということが分かりました。

あるところで、私は、樹木に電柱が刺さっている箇所がありまして、NTT、そして北電に申しましたが、このままで結構ですって言われまして、何とかしようっていうのはないんですね。そこは近くにゴルフ場がありまして、停電になったら大変だし、もう本当に近隣住民も大変だっていうことで、それでも放置しているような、逆に、触れない部分もあるのかなというふうに思いましたけれども、近隣の方は不安で仕方がない部分だというふうに思います。

何で、こう、斜めになっているところに立てるのかなって、ちょっと分からぬ部分もあるんですが、見た目とはまた違う部分で、専門家から見れば大丈夫だということが分かったんですけれども、この樹木というのは物すごい生命力もありますので、今は危険そうにないけれども、柳の木なんかは倒れそうで倒れないし、流れる、こういった樹木もありますが、完璧に相手の敷地のところに樹木が入っていれば枝を切ってもいいという、法律上、大丈夫ということも学びましたし、それでも、その樹木と一緒にある空き家が、特定空家でも何でもない、危険ではない空き家であったとした場合は、樹木についても、何かこう、空家特措法で措置できるものはないのか、もうどっちの倒壊が先かっていう部分においては、見た限り、樹木のほうが危ないよといった場合は特措法で何とかできるのか、伺います。

そして、助言や指導を行って、当然、所有者に言うわけですけれども、その対応がなされない場合、根本的な解決として、本市ではどのように対応されているのか、また助言されているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長 空家特措法は、空き家となっている建築物のほか、附属する工作物や敷地内の立木についても指導または助言等の対象とできることとなっており、法に基づく措置を行うことは可能となっております。

また、措置がされない場合の所有者への対応でございますけども、所有者の当事者意識の欠如のほか、経済的な理由等により適切に管理されないという空き家は一定数ございます。こうした空き家の所有者に対しては、空き家の適切な維持管理について助言や指導文書を粘り強く何度も送付し、所有者による自発的な措置を促す以外になかなか根本的な解決策がないというのが実情でございます。

また、衛生のうち、悪臭ですか景観の悪化など、影響の程度を数値にしにくい事案も多く、個

人の感覚的な部分もあり、対応に苦慮するという場合もございますけれども、関係部局と連携しながら地域の悪影響の軽減に努めているところでございます。

○高花委員 年々、危険度は増していくのが空き家問題だったり、樹木の問題が出てくると思います。害獣もそうだと思います。ほったらかしにはできない部分だと思いますが、どうしても、行政としては、そこに所有者がいる場合、その方にやっていただきなければならないという、その方に通達をするという役目があると思いますが、文書で指導を行っても対応されないっていう場合は、何度も何度もきっと送付をされているんだと思います。

それでも改善されない場合、その部分についてちょっと何点かお聞きしたいと思いますけれども、所有者がその場にいないゆえに、例えば、道外にいたり市外にいたりする場合は分からぬ。もちろん、あれでしょうか、行政側としては写真を撮って写真も一緒に送っているのか、そして、それでも危機意識がないということなのか。私は、もしかしたら、その封筒すら開けていない場合もあるのではないかという心配もしておりますけれども、その文書の送付以外で所有者の方に通達をする方法があるのか、また、その文書を送付するときにも、例えば、これは重要ですと封筒から分かるような、赤文字で、重要って、そういった文を、スタンプなりを押して相手の方に中を見てもらうような工夫をされているのか、危機意識を持ってもらうようにするためにどのような工夫をされているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長 まず、文書で助言、指導に当たっては、写真等も添付した上で相手には送付しておりますが、こうした指導に反応がない所有者に対しては、市内にいれば、直接訪問して口頭により指導を行うことで措置、改善につながった事例もございます。ただ、所有者が市外など遠方に居住している場合は、直接訪問することができずに、対応に苦慮しているところでございます。

所有者に危機意識を持ってもらうための工夫としましては、文書送付につきまして、そもそも封筒すら開けてもらってはいないのではないかという懸念もございます。今、委員からもお話がありましたけども、封筒に重要書類などの表示をして送るなどの方法は、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

また、総務省から発出されている所有者等に対する助言・指導等取組事例集というものがございますけども、この中に、他都市の例として、市からの指導に反応がない所有者に対して、再指導の文書を、最初は白ですけども、次に黄色い文書で、それでも効かない場合は、次は赤い文書、こうした色紙を使うことによって所有者からの返答が増加した例がある、こういった事例が紹介されております。こうした取組を参考にしながら、管理が不全な空き家に対する助言または指導等を効果的に行っていくよう取り組んでまいります。

○高花委員 他都市では、いわゆるレッドカード、その前にイエローカードみたいな黄色い紙、白い紙から始まって、それでも駄目な場合は黄色い紙、それでも駄目な場合は赤い紙といふふうなことをされていると。それによって少しは改善されたのかなというふうに思います、今の御答弁だと、そういった例を総務省では事例集として出されているということですね。

御存じだったら、なぜ本市でそれをしないのか、るべきだったのではないかというふうに思います。では、そこは今後していく予定のどうか、併せて伺います。

○酒井建築部建築指導課長 様々な指導を効果的に行っていくために、いろいろ、我々としても努

力はしているところでございます。

今回、いわゆるイエローカード、レッドカード、こうした取組の仕方を我々も認識したところで、今後、この例を参考に進めてまいりたいというふうに考えております。

○高花委員 まずは封筒で重要と、そこには白い紙があつて、それでも無理だった場合は、そういうふうに色紙をつけていくと。やっぱり、何らかの工夫をしていかないと、いつまでも同じような状態で、延長線上であつては、迷惑がかかっている近隣住民の方への対応は難しくなってくると思います。

先ほど御答弁がありました、なかなかそこに対応してもらえないところに行政の皆さんも苦慮していると。本当に苦労されているんだろうなっていうことは、もう重々分かっておりますが、相変わらずのやり方では変わらないと思いますので、ぜひとも、そういった総務省で出している事例集も参考にしながら、効果を、検討して、出していただきたいなというふうに思います。

そういう対応をしても措置が期待できない、で、空家特措法の特定空家に認定して、行政代執行、この強力な措置、もうこれも今までさんざん議論してきましたけれども、所有者がいる限りなかなか手を出せない。で、略式代執行、いろんな緊急安全措置、ありますけれども、空き家だけでなく、樹木、いろんな、その空き地の中にある、関係する害獣も含めて、そういうことを措置すべきではないかなというふうに思います。それに合わせて、市の見解を伺いたいと思います。

○岡田建築部長 周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある空き家につきましては、年々増えているということもございますし、以前から指導しているものにつきましても、老朽化が進んでいるということに加えて、やはり、草木ですとか害獣といった害が出ている、あるいは、ごみが捨てられるということでごみ屋敷に変わっていくということもございます。

こういったものに対して、空家特措法に基づいて、助言、指導ということを、そういう措置を行っていくということを続けておりますけれども、これまでの議論の中にもありましたように、所有者による措置が講じられないということもやはり一定数ございます。そういう場合に、当然、特措法の中でも勧告、命令、行政代執行という手続があり、そのほかに、通常の行政代執行法に基づくものではなくて、略式代執行ですとか緊急代執行といった空き家特有の代執行の手法というのも整備されているということになっておりますけれども、空家特措法ができる前から、行政代執行は、当然、法としてもありますし、様々な法律の中でもそれに基づいてやれるという規定はありますけれども、なかなか執行されてこなかった。

で、空家特措法の中で位置づけられて、初めて、全国的にも、毎年数十件、最近はもう 100 件に届くぐらいの行政代執行が行われているという中で、まだまだ、空き家以外、草木、害獣に対しての行政代執行というものがされているというケースについては報告がされていないという状況の中で、ただ、建物が老朽化していて、かつ草木が繁茂しているというものですとか、害獣が発生しているというものについては、併せて代執行を行っているというケースはございます。

近年、そういうケースが増えてきておりますので、単独でできるのかなど、そういうケースを実施した自治体などとも情報交換しながら、市が行政代執行を行うということは非常に厳格な運用がそもそも求められるということもございますけれども、そうは言つていられないという状況、これから、日本全国、人口が減少していく、世帯数も減っていくという中で、喫緊に対策を取っていかなければいけないという状況がございますので、一方で、何度も繰り返して答弁させていただい

ておりますけれども、モラルハザードを引き起こさないということも念頭に置きながら対策は進めしていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、市民の安全で衛生的な住環境を守ること、生命、財産を守るということは進めていかなければいけないと考えておりますので、今後も危険性や緊急性等を十分に勘案しながら、また、先進事例を積極的に調査しながら、必要に応じて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○高花委員 どうしても空き家だけに注視されますけど、害獣とか樹木という部分も新たな視点で入れていただきたいなと私は思います。

で、本当に、ネズミなんか、私も見るのも苦手ですし、だけど、ミッキーマウスは好きですけれども、なかなかそれをやる方たちは大変だと思うんですね。

ネズミ捕りでやってくださいって行政は言いますけど、そのネズミ捕りも、今、売っているんだろうかって心配されていましたけど、売っているんですね。おっきいのもあるんですね。昔、ちっちゃいのしか見たことなかったんですけども、そうやって、本当に、何か、夜も眠れなくなるような神経質な方もやっぱりいらっしゃいますので、根本的に解決する方法、これを、例えば、全国ではやっていないけれども、これも旭川モデルなんだと言えるような方法、そういったことを検討していただいて、年々増えつつある、10年前よりも倍以上増えているこの空き家、この問題にやっぱり少しでも旭川市的な発想でやっていただきたいなと指摘して、私の全ての質疑を終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時20分

---

再開 午後1時22分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○佐藤委員 後段は、農政部のほうに質疑させていただきます。

初めに、鳥獣被害対策についてお伺いをしたいと思います。

現在、市内ではどのような鳥獣被害が発生しているのか、また、被害の推移、過去も含めてどのような推移になっているのか、被害額も含めてお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 本市におきましては、エゾシカ、キツネ、アライグマ、ヒグマなどによる鳥獣被害が発生しており、農業被害額は年々増加傾向にあります。令和元年度に730万円だった農業被害額が、令和6年度は2千70万円となり、3倍近くに増加しているところです。

○佐藤委員 それで、昨年、令和6年度は、市はどのような鳥獣被害対策事業を行ったのか、お示しください。

○杉山農政部次長 本市の鳥獣被害対策といたしましては、旭川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣による農作物の被害を防止するための事業を実施しております。

令和6年度の支出内訳は、鳥獣の駆除に当たる実施隊員の出動報酬として517万9千円、捕獲した鳥獣の残滓収集・処分業務の委託料として137万7千円を支出しております。

○佐藤委員 それでは、この鳥獣被害の対策ですが、具体的にはどのような対策を講じているのか、

お示しください。

○杉山農政部次長 鳥獣被害の対策としては、市が設置する実施隊が鳥獣の出没地域を巡回し、銃器やわなの設置による鳥獣の駆除を実施しております。また、農業者自身においては、圃場の周りに電気柵やフェンスを設置し、物理的に圃場への侵入を防ぐなどの対策を行い、農作物に対する鳥獣被害の低減に努めているところです。

○佐藤委員 今年は、例年なくアライグマの出没が増えているということですが、特に園芸作物への被害が多いと聞きました。過去の数年と比べて、このアライグマの出没というか、被害というか、そういう状況はどうだったのか、その点についてちょっとお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 今年度のアライグマの捕獲頭数で申し上げますと、4月から9月までで356頭と過去5年の同期間で最高値となっております。また、農業者からも園芸作物の被害が多く出ているというふうに伺っているところで、アライグマの出没数の増加により被害も例年以上になっているものと認識しております。

被害を訴える農業者に対しては、アライグマ用の箱わなを貸し出し、その際に、被害防除の方法なども説明しながら、アライグマによる被害防止に努めているところです。

○佐藤委員 箱わなを農業者の方に貸しているということですけれども、実際にその箱わなを使って、そのアライグマの被害について、どのように農業者のほうから御意見があるのか、聞いているんであればお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 箱わなを貸し出した農業者からは、箱わなの設置によりアライグマが捕獲でき、被害がなくなった、これまで箱わなを貸し出してくれることを知らなかつたが、近所の方から農政部が箱わなを貸してくれると聞いたので、わなを借りられてよかつたなどという意見をいただく一方で、わなを借りて設置したが、捕獲できず、被害を防ぎ切れなかつたという意見も多くいただいているところです。

○佐藤委員 私ごとですけれども、私が管理している金魚の館という、2千匹ほど飼っているところの、この金魚の餌を、先ほど、高花委員がおっしゃっていた、ネズミが食べるんですよね。そこで、ネズミ捕りというか、毒の入った餌とか、買ってきて置いておくんですが、全然捕まんない。で、粘着板といいますか、ネズミが歩いたらべつと捕まる、その板を、館中に張り巡らして置いとくんですが、それでもなかなか捕まんないわけです。捕まったと思ったら、粘着板を食いちぎって逃げるわけです。本当に、やっぱり、頭、いいですよ、ネズミも、捕まると嫌だから。恐らく、だんだん、その箱わなとか、もう見て分かっているアライグマもいると思うんですよね。

やっぱり、そういう意味で、農業者の方も、先ほども、電気の柵をやつたりと、自分でやっているわけですね。で、自分で自衛策を取っているわけですけども、私も、こうやって、ネズミ1匹のために、物すごいお金、かけているわけですけど、どうなんですかね。そういう個人で自衛策をやっている方に対する市としての支援というか、それについてのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○杉山農政部次長 鳥獣による被害防止を図ることは、農作物の生産支援として重要な施策の一つであると認識しております。

近年は鳥獣による被害額が増加傾向にあり、農業者や農協からも支援の要望があるところです。また、特にアライグマの被害は、先ほど答弁いたしましたとおり、今年度の上半期は過去5年間で

最も多い捕獲数となっており、それに伴い、被害も増加しているものと予想しております。

今後におきましては、鳥獣被害対策に関する防除資材の導入支援などを市で実施することができないか、必要な予算や支援策を検討し、農業者が安心して営農できる環境の整備に努めてまいります。

○佐藤委員 そういう検討をするということでございますけれども、被害を受けた方は、結局、収入が減るわけですよね。食われてしまって、収入が減る。なおかつ、自分で、金、出さなきやいけないという、これ、二重の苦しみになるわけですよ。だから、いろいろ、お金、大変だと思うんですけども、これについては、ぜひ前向きに検討していただいて、支援が具体的に届くようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

鳥獣被害対策については、これで終わります。

次に、新規就農者に対する支援についてお伺いをしたいと思います。

私も、桃農家の息子でございまして、家を継がずに自衛官になったわけでございまして、ただ、今、少子高齢化が進む中で、農業分野における担い手不足ということが、これは、大変な、これはもう旭川だけじゃないですね。全国的にそういう状況になっております。

そこで、本市の令和6年度の新規就農者に対する支援制度はどのようなものになっているのか、まず、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○富田農政部次長 本市では、国の新規就農者育成総合対策を活用するとともに、市独自の支援策でございます新規就農確保・育成対策事業により新規就農者の支援を行っているところでございます。

国の制度では、就農前の研修期間に年150万円を最長2年間受給できる就農準備資金、また、就農後最長3年、年150万円を受給できる経営開始資金、就農後の経営発展のための機械や施設等の整備に係る事業費を、500万円を上限として、国と道でその4分の3を支援する経営発展支援事業がございます。また、その残りの自己負担分4分の1についても、市独自で補助する新規就農者の経営発展を支援する補助金もございます。

一方、市独自の制度といたしましては、研修生の家賃の2分の1を補助する農業研修生住宅費助成事業、また、農業研修生を受け入れる指導農家に対して1日当たり3千円の謝金を支払う農業研修受入事業指導謝金、就農6年目以降10年目までの一定要件を満たす新規就農者のさらなる経営発展に向けた取組に係る事業費の2分の1を助成いたします、新規就農者の飛躍を後押しする補助金がございます。

○佐藤委員 確かに、もう、新規就農者をぜひ増やすということで大変にいろんな制度が必要だと思うんですが、複数の支援メニューがあるようですが、具体的に、新規就農確保・育成対策事業の事業概要と事業費についてお示しをいただきたいと思います。

○富田農政部次長 この事業では、全国的に担い手が減少する中、本市農業を力強く発展させ、地域を牽引する競争力の高い経営体を育成するため、行政と地域が一体となり、新規就農者の受入れから経営発展までの一貫した支援を行っているところでございます。

令和6年度の事業概要につきましては、農業研修生の受入れを行った指導農家に対する指導謝金や、農業研修生に対する住宅費の助成、新規就農後の設備投資に対する補助、また、新規就農者が就農後6年目以降の規模拡大等による経営発展に向けた補助など、新規就農者の育成及び経営発展

に向けた支援を行ったところでございます。また、新規就農者確保のための取組として、札幌で行われました就農相談会への参加、また、就農を検討している方に対する農作業の体験事業を実施したところでもございます。

なお、本事業の令和6年度の予算及び決算額につきましては、予算現額1千20万5千円に対しまして、決算額595万1千20円となってございます。

○佐藤委員 住宅補助とか設備投資助成とかいろいろなメニューをやっておられるわけですが、一方で、不用額、かなり出ているようですが、こんなに、一生懸命やろうとしているんですが、不用額が出ているわけですが、どういう理由で不用額が出たのか、お示しをいただきたいと思います。

○富田農政部次長 本事業の令和6年度の不用額は425万3千980円となっておりまして、その主な内訳といたしましては、報償費で79万5千円、補助金で344万1千円となっているところでございます。

報償費につきましては、農業研修生の受入れを行う指導農家への謝金として、当初は5名の研修生を想定しておりましたが、新たな研修生が3名から2名となったこと、また、研修生が自主研修を行ったことで指導農家に対する謝金が減少したことなどから、不用額が生じたところでございます。

次に、補助金の部分についてでございますが、研修生に対する補助金と新規就農者に対する補助金がございますが、研修生に対する補助金では、家賃の補助と、研修期間中にビニールハウスを設置する場合の補助を計上したところでございますが、ビニールハウス設置の活用がなかったことから、合計で98万9千円の不用額が発生しているところでございます。また、新規就農者に対する補助金では、営農に必要な機械や施設等の整備に対する支援をするものとして、要望調査により523万円を計上していたところでございますが、対象となります就農者の経営判断によりまして整備時期の先送りや内容の変更がございましたため、237万2千円の不用額が発生したところでございます。

○佐藤委員 今お話がありましたが、予算の執行において様々な課題とか不用額が出ているということをお伺いいたしましたが、例年、この事業に対する予算は、多めに、何ていうんですか、確保しているのか、その辺のところについて、お考えというか、どういう状況なのか、お示しをいただきたいと思います。

○富田農政部次長 この事業におきまして、例年多めに予算を確保しているというようなことはございませんが、新たに研修を開始する研修生を想定すること、また、経営が安定していない新規就農者にどれだけの支援が必要かを見込むことは、非常に難しい部分があるところでございます。

このような状況の下、予算編成に当たりましては、これまでの新規就農者の営農状況に基づく想定ですか、新規就農希望者との日々の相談業務等によりまして、就農に向けた覚悟の把握、また、就農後も積極的なコミュニケーションを取ることにより、どのような支援をどの時期に行なうことが効果的かなども考えながら、そのニーズの的確な把握に努めながら予算編成に努めているところでございます。

○佐藤委員 それでは、次に、新規就農者の状況についてお伺いをしたいと思うんですが、新規就農者が就農する地域はどのように決定しているのか、また、報酬費を出しているようですが、指導農家にはどのような人材を選定しているのか、お伺いします。

○富田農政部次長 一般的な流れで御説明申し上げますと、就農希望者の希望する作物、また希望する地域によりまして、適応する地域の農協に相談をしているところでございます。各農協では、その地域で希望する作物を栽培し、研修生を指導できる農家を選定すると同時に、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で受入れの判断をしていただいているところでございます。その後、指導農家、農協、地域の農業委員、北海道の農業改良普及センターと旭川市によるサポート体制を整えた上で、合意形成を経て研修の開始を決定しているところでございます。

なお、指導農家につきましては、北海道指導農業士のほか、地域で中心的な役割を担っておられる農業者の方々に受け入れていただいているところでございます。

○佐藤委員 それでは、過去10年間における新規就農者の就農傾向についてどのようにになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○富田農政部次長 平成27年から令和6年までの過去10年間の新規就農者のうち、新規参入された方は18名いらっしゃいました。その内訳といたしましては、大きな設備投資が不要で、小さな農地でも高収益を望むことができる施設園芸の野菜が14名、同じく花が1名、その他、お米、和牛繁殖、ハーブがそれぞれ1名となっている状況でございます。

○佐藤委員 新規就農者の研修が行われているということなんすけれども、この研修生の研修期間中のスケジュール、これについてどのようにになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○富田農政部次長 研修生の研修スケジュールについてでございますが、一般的には2年間の研修期間を設定しているところでございます。最も多い施設園芸での研修の場合ですと、春からおよそ10月末までの営農期間中は、朝8時から夕方5時頃までをめどとして指導農家においての研修を実施しているところでございます。季節によりましては研修時間を短くしたり長くしたりすることもございますし、また、休日も農繁期には少なくしたりと、研修生と指導農家がそれぞれ相談しながら、独立して営農ができるだけの知識や技術の習得をしていただいているところでございます。

このほかに、旭川市農業センターが実施する新規就農研修におきましては、土壤分析、農薬の使用方法、労務管理や経営管理等に関する研修も受講していただいているところでございます。また、冬期間につきましては、各自、自主学習などをしながら、人によりましては北海道立農業大学校で行われる短期プログラムを受講されたり、また、アルバイトなどをされている方もいらっしゃるところでございます。また、2月頃からはハウスを張ったり育苗などの作業が始まるという場合もございます。

○佐藤委員 就農に至るまで、結構、時間、2年間という、そういう研修期間もありますし、それと、経営資金の年額150万円という、こういう支援内容なんですが、ほかの業種から、じゃ、農業をやりましょうっていうことで参加するということでは、なかなか、その辺のところが、期間も長いし、お金もそんなにもらえないかもしれない。それは、その人によって価値観が違いますから分かりませんけども、やっぱり、今後ともしっかりと新規就農者を確保していくと。今まで、一生懸命、事業をやっておられるんですが、今後ともこれをさらにどういうふうにしていくのか、市の見解をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○富田農政部次長 農業分野におきましては、今後も、就農者の高齢化や後継者不足により農業者の人口が減少していくことが予想されており、本市といたしましても、新規就農者の確保と定着、それから、経営発展を支援していくことの重要性というものがますます高まっていくものと考えて

いるところでございます。

新規就農希望者が目指す農業スタイルというのは、その方々によってそれぞれでございますけれども、自身で起業して営農していくためには、栽培技術や経営手法の習得というものは欠かせないものでございまして、一定期間の研修等の取組は必要不可欠なものと考えているところでございます。これまでの取組により、本市では、過去に就農された方が現在では地域の中心的な役割を果たされる方もおりますし、また、新規就農を目指していたかつての研修生が今では指導農家になるといった好循環も生まれてきているところでございます。

本市基幹産業である農業を持続的に今後も維持、発展させていくためには、これまでの取組を継続することはもとより、近年新たに生じている個別の課題やニーズ、これらにしっかりとときめ細やかに対応し、支援していくことが重要であると考えてございますので、それに対応できる取組について今後とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員 ただいまの答弁にありました、旭川に来て成功している方もいらっしゃるわけですね。もう、生活環境がいい、旭川で農業をやって成功しましたという方がいらっしゃるんで、ぜひ、そういう方々を積極的にPRしていただきたいと思うんですよ、映像でも何でもいいから。やっぱり、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

最後に、先ほどお伺いしました鳥獣被害対策、それと新規就農者の育成について、農政部長から御見解をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○林農政部長 ただいま、鳥獣被害対策、あるいは新規就農について御質疑いただきました。どちらも、私ども農政部としても非常に重い課題だというふうに受け止めております。

今議会でも、いろいろと、暑さ、寒さの話だったり、物価高騰の話も含めて御質疑いただきましたけれども、そういう意味では、農業を取り巻く状況というか、今、本当に時代の節目なんだろなというふうに思っております。

鳥獣被害対策について言えば、先ほど個人への支援のお話もありましたけれども、なかなか個人だけではままならないような、そういう対策も必要になってきていると思います。鹿だとかアライグマがいいとは言わないんですけども、そういう動物たちがいてもさほど危険性はないのかなと思いますけど、今、本当にヒグマの問題があって、熊が出てくると安心して農作業もできないような、そんな状況になってきています。それを個人で何とかっていうのはなかなか難しいでしょうし、そういう意味では、地域挙げて何とかしていかなきやならないとか、いろいろな状況が変わっているのかなと思います。

新規就農に関しては、担い手の確保や育成っていうのはどのジャンルでもかなり問題ではありますけど、一方では、そういう労働力が足りなくても、しっかりと営農ができる産業として成り立つような、そういうことを並行して考えていかなければなりません。もう、実際、そういう時代になっていると思いますけど、ですので、政策目標でいけば、担い手の確保、何人とかではなくて、恐らく、耕作放棄地の解消だとか、そういうほうにシフトしていく、そんな時期でもあるのかなというふうに思います。

そういうことも含めて、今、国のほうでも、この令和の米騒動だけではないんですけど、いろいろ、制度の抜本的な改正だとかがこれからどんどんまた進んでくる可能性もあります。そういう意味では、午前中の質疑でもお話ししましたけど、市としてどういった政策を持ちながら対応して

いくか、こういった目標地点の話というのはすごく大事になるんだろうなと思います。今までは、どちらかというと、農産物、物としての高付加価値化に目が行っていたかもしれませんけれども、産業ですか、旭川農業っていう産地としての高付加価値化をどうやって図っていくか、こういったことを中心にいろいろと考えていきたいなと、我々としては今考えております。

その結果、先ほどの鳥獣被害対策だとか新規就農についても、また違った視点からいろいろな支援策をつくり出せれば一番いいなというふうには思いますし、そういったことを一歩ずつ着実に進めることで、気候変動だとか、あるいは政策だとか、そういったことに左右されない、足腰の強い基幹産業として旭川農業をますます発展させていければというふうに思っているところであります。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時47分

---

再開 午後1時49分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員 最後の質疑となります。よろしくお願ひいたします。

今回、前半で物すごく時間を使い過ぎてしまって、後半、いろいろ考えていたんですが、時間がとても少なくなってしまったので、たくさん、いろいろ教えていただいたりとか、お答えをいただいたんですが、質疑の項目、すごく減ってしまって、削らせていただいて、ちょっと御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

私からは、1点のみ確認させていただきます。

7款1項4目の冬季観光滞在促進費における旭川冬まつり開催負担金について伺いたいと思います。

まず、決算額、伺いたいんですが、あと、2024年度が第66回ですね。それと、第65回、2023年度のものと比較して、来場者数が結構減少していたかと思うんですが、この原因の分析について、併せて伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 2024年度の冬季観光滞在促進費における旭川冬まつり開催負担金の決算額につきましては、6千832万7千651円となっております。

来場者数につきましては、推計値となりますが、2023年度の第65回が91万5千人、2024年度の第66回が82万3千人となり、9万2千人の減となっております。その理由といたしましては、外国人観光客は増加しているものの、打ち上げ花火の日数減や、コンテンツ内容が、第65回はドラゴンクエストの参加があったことによりまして、65回には及ばなかったということで減少したものと考えております。

○小林委員 推計値ではあるが、6日間で82万人を超える来場者っていうことで、減ってはいるんですけど、約82万人ということでした。

私ももちろん行ったんですけど、平日の昼間だったんですね、行ったのが。なので、すごく閑散としているなという印象があつて、「ほつ。とラウンジ」は、結構、人、いらっしゃったんですけど、ステージの前とか雪像の辺りがあんまり人がいなくて、なので、それを考えると、来場者が約82万人という数字を聞くとすごく驚きます。旭川市民、31万人ぐらいなので、それ以上の、倍

以上の人人が旭川に来ていたというか、延べ人数なんでしょうけど、来ているということで、驚きだなあという印象です。

前年度91万5千人ということだったんですけど、コロナ前の水準で、もうちょっと、96万人とか、何かそれぐらいいたかなと思うので、2023年度がようやくコロナ前の水準に近づいたというところで、2024年度は9万2千人の減で、その理由として、主にコンテンツの内容ですね。花火であったりだとか、コラボした対象とか、そういった内容に減少の要因があると考えているということでした。

今回、冬まつりで行ったアンケートに関する何点か伺いたいと思っております。

まずは、この冬まつりで行っているアンケートの概要についてお示しください。

○上田観光スポーツ部観光課長 旭川冬まつりにおける来場者アンケートにつきましては、来場者の客層や満足度、旅行者の消費動向を把握するため、2018年度の第60回と2019年度の第61回に、旭川冬まつり実行委員会と大雪カムイミンタラDMOが協力してアンケートを実施しております。その後、コロナ禍の中止を経て2023年度の第65回からは旭川冬まつり実行委員会単独で実施し、調査項目を増やしてアンケート調査を再開したところでございます。前回、第66回の調査項目につきましては、総合的な満足度や来場者の属性をはじめとする基本的な項目、また、会場での消費額、魅力的だったコンテンツ、逆に、不便に感じた具体的な内容などを回答いただいているております。

実施方法につきましては、インターネットによる回答として、来場者が滞留する休憩所、「ほつ。とラウンジ」ですけども、こちらにチラシを掲示して、QRから誘導するとともに、旭川冬まつり公式SNSでも回答への協力をお願いしているところであります。

アンケート結果では、82件の回答があり、総合的な満足度は5点満点で平均4.23点と高い結果となっており、来場者の属性は、年代では30代、40代が多く、居住地は市内が57%、本市以外の道内が21%、道外が9%、海外が13%という結果が出ております。

○小林委員 82万人を超える来場者がいたという先ほどの答弁なんですが、それでいて回答が82件ということで、アンケート、全体の0.01%以下の方からしか回答いただいている、1万人に1人からしか回答をいただけていないということで、やっぱり、そこはサンプル数の少なさに課題を感じるなあと思いました。総合的な満足点も5点満点で4.23点だったよということなんですが、どうしてもサンプル数が少ないので、どの程度、信憑性のある数字になるのかなあというのが少し疑問です。

周知としては、「ほつ。とラウンジ」に掲示していましたってことで、私も、「ほつ。とラウンジ」、行きました。おいしいものを買って入ったんですけど、壁とかに多分張ってあったんですね。入って、私、真ん中のほうで食事したので、目に入るところなくって、ちょっと、私、全然見つけられなかつたなと思うので、そこら辺の周知というか、見える場所になかなかなかつたっていうところで、回答数、少ないのかなあというふうにもちょっと感じたところでした。

続けて、アンケート結果から見える旭川冬まつりの課題について伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 アンケートでは不便に感じたことや困ったことという設問がありまして、回答のほうは、トイレを水洗にしてほしい、手洗い場がないといったトイレの充実に関する意見や、会場内に駐車場が欲しいといった意見が多く、そのほか、滑り台やステージの待ち時間

が長く、寒くてつらい、休憩所を増やしてほしい、シャトルバスの運行といった会場へのアクセス充実に関することなどの回答がございました。

このような課題については、これまで同様の意見を多くいただいているところであります。旭川冬まつりは石狩川の河川敷を会場として開催しており、給排水などの設備面での制約がありまし、物価や人件費の高騰の影響もあり、運営は大変厳しい状況となっているため、なかなか解決が難しい状況となっております。

○小林委員 82件しか回答がなかった割に、不便に感じること、すごく具体的にたくさん出していただいているなと思いました。アンケート結果、見てみると、回答いただいたうちの35%、29件、冬まつりで不便に感じたことや困ったことがあったって回答していただいているんですね。内容として、衛生面の課題であったり、会場の課題であったり、アクセスの課題であったりといろいろありますが、聞いてみると、何か、みんな同じことを考えている、感じているんだなという印象がありました。

私も、まちなかから歩いて、常磐公園を通って会場に向かうこと、多いんですけど、常磐公園に入ってからも、すごく会場にたどり着くまでが長いなって思うんですね。私、健康な大人の体なのでまだたどり着けるんですけど、小さなお子様や高齢者、障害者とか、なかなか、そういった方々は、アクセスするの、大変だったりするんじゃないかなって思うところです。

で、会場に着いたときには、もう体がきんきんに冷えているんですね。何か買って、「ほつ。とラウンジ」で、ちょっと、一旦、温まろうかなって思えるので、出店者の売上げにはつながっているかもしれないなと思うんですが、「ほつ。とラウンジ」から、ステージ、見えないですよね。見えないですし、外は寒くてなかなか落ち着くことできなくて、会場に長時間いるっていうのはすごく難しいなって毎回思うんですよね。

周囲の同年代の友達、20代、30代ですけど、その方々とお話ししていても、市民ですけど、冬まつりは、遠いし、寒いから、ちょっと行く気にならないんだよねとか、何か、これまで旭川にずっと住んでいるけど、一度も行ったことないわとか、そういう声も聞くんです。冬まつりなんで寒いのは当然だとは思うんですけど、アクセスとか過ごし方っていうところの面ですごく課題があって、で、ドラゴンクエストのとき、すごく、来場者、多かったわけなんですけど、やっぱり、その課題を超える来場への誘因というのがあったからまだ多かったのかなって思うんですけど、その来場しようと思うような動機づけが、やっぱり、課題を超えると感じている層っていうのが市民の中でも一定数いるんだなというふうに思っています。

で、様々、制約がありまして、改善は難しいという答弁ではあったんですが、これだけ、こう、不便に感じたよって、困ったよっていう声をいただいております。せっかくいただいた御意見ですので、この御意見を踏まえて、何かこう、改善したりとか、これから、こういうことを改善しようって思っていることがあれば伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 過去に実施したアンケート結果から改善できた点についてであります。第65回のアンケートで冬まつり公式グッズを充実してほしいという御意見をいただきまして、実行委員会では新たな収入確保という観点からも力を入れているところであります。この点については改善できていると認識しております。

今後の改善していく予定というものですけども、現時点では未定ではあります。来年2月に開

催する第67回旭川冬まつりへ向けて、本年8月1日から翌年の1月31日までガバメントクラウドファンディングを実施しているところでありますと、花火の打ち上げやアクティビティーの実施、会場設営ですとか環境整備に皆様からいただいた寄附を充ててイベントの充実を図っていく予定としております。

○小林委員 これまで公式グッズの充実に力を入れました、これから、クラウドファンディングをやっているので、それを使って、花火やアクティビティーといったコンテンツの充実っていうところと、設備整備っていうところをやっていきたいと考えているというお話をしました。

そうですね。やっぱり、来場者減の要因でも、コンテンツのお話、メインにされていましたし、アンケート意見の反映というところでも、花火であったりとかアクティビティーの拡充ということで、コンテンツの話が上がっているんですけど、やっぱり、意見としては会場環境の課題とかハード面の課題が多く指摘されているわけですから、会場環境の課題の解決というか、本整備のほうをぜひ進めていただきたいなと思います。

これ、お話、いろいろ教えていただいている中で聞いたんですけど、このクラウドファンディング、ふるさと納税型のクラウドファンディングで、2千万円を目標にやっているということだったんですけど、そのうち45%ぐらい経費になっちゃうんですね。で、2千万円集まっても、実際、この冬まつりのいろんなものに使えるのって1千100万円ぐらいになっちゃうっていう話、聞いていて、何か、このクラウドファンディングって、ふるさと納税型というか、返礼品があるタイプのものじゃないと駄目なのかなあととか、返礼品がないもので、クラウドファンディング、できないのかなあととか、やっぱり、こう、冬まつりのものに使ってもらえると思って寄附して45%が引かれる、1万円寄附したら、5千500円しか実際には使われないで、それ以外は自分に返ってくる、もしくは、市内の人であれば、返礼品がないので、返ってこないわけですけど、何か、そういうことを考えると、普通のクラウドファンディングで集めてもいいんじゃないかなって思ったりもするんですが、そこは、もしかしたら、何か、自治体の制約とかがあるかもしれないで簡単に言えないんですけど、それもあり得るのかなというふうにちょっと感じたところでした。

で、ハード面の課題を多く指摘されていて、工夫次第で今後もっともっと人気になる、伸び代があるということなのかな、冬まつり、と感じていますので、最後、もう、すぐ最後で申し訳ないんですけど、最後になりますが、アンケートの設問内容や実施方法についての、ちょっと、課題認識を伺いたいなと思っています。

先ほどから話しているとおり、回答数の課題は、当然、認識されていることだと思いますが、その他、認識している課題や今後の課題に対する取組というのが何かあれば伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 来場者アンケートですけども、第60回から実施しておりますが、当初は、どちらかというと、冬まつりに来場された観光客の動向を把握するというマーケティング調査の色合いが強かった調査内容でございました。第65回、コロナ明けからは、魅力的だったコンテンツや今後企画してほしいイベント、また、冬まつりで不便に感じたことなど、調査項目を増やしまして、旭川冬まつりを充実していく、その充実へ向けたアンケートということで実施しております。

アンケートは、ウェブでの回答により実施しておりますけども、前回は82件しか回答をいただけおりませんので、まず、会場内での告知方法ですか、あと、例えば、会場内でのイベントの

中で連携していくなど、来場者の目に留まって認識いただいて、多くの方に回答をいただけるように工夫してまいりたいと考えております。

○小林委員 そうですね、アンケートの目的自体が、マーケティング調査から質の改善とか、そういった方向にちょっと変わっていったっていう経緯があるのかなと思うんですけど、その目的が達成できるためにはどういった項目がいいのかっていうのをちょっと精査しないといけないんじゃないかなと、アンケートの結果を見てちょっと思つたりもしたんです。

今回のアンケートって、回答の動機づけのためにだと思うんですけど、回答者に抽せんでプレゼントをされていますよね。内容としては、羽田ー旭川間の航空チケット、往復のですね、とか、1千円分のクオカードとか、それが抽せんで当たりますって。いや、去年、参加すればよかつたなって、82件のうち4名ぐらい当たるから、すごい当たりやすいので、それを知っていたら応募すればよかつたななんてちょっと思つたりもしたんですけど、そういったものが当たるということだったんですけど、ちょっと、これ、疑問に思ったのが、やっぱり、羽田ー旭川間の航空チケットが当たりますって、もう、旭川市民としてはすごく当てたいと思うんですけど、でも、それ、やっぱり、旭川市民であったりだとか関東にお住まいの方だったら、これ、当たったら使えるなって思うと思うんですけど、旭川以外の、北海道の札幌方面とか、何かそっちだと、旭川空港にわざわざ来る理由もないですし、関東以外の本州の方であったり海外の方ってなると、このチケットが当たっても、ちょっと、使いどころがないなと。ちょっと期限が短い場合もあるようなお話を伺ったので、それ、当たっても使えないと思うと、回答の動機づけとして、あるのはいいんですけど、その動機、これが欲しいって、当てたいって思う人って、こう、限られちゃうんじゃないかなと。そういう意味で、アンケートの結果にサンプルの偏りが生じて、結果に、偏りが生じるんじゃないかなって、ちょっと、そういうところ、疑問だったんですよね。

なので、このアンケートの中で、今、住んでいる場所、どこですかっていう質問があって、そのうちの57%が市内ですっていうお答えをいただいているんですけど、すごい単純な計算をしてしまうと、82万人のうち50%以上が旭川市民で、40万人以上、旭川市民が、延べんですけど、冬まつりに来ているよっていう話になるのであれば、何か、肌感覚とあんまりマッチしないような気がするんです。

なので、そういった抽せんで当たるプレゼントっていうところがアンケートの結果に影響する可能性があるので、そういったところも検討していただいて、目的達成のために、適切な、きちんとしたデータを取れるようになったほうがいいのかなというふうに思ったので、もしよければ、そこら辺、御検討いただけすると幸いですというところだけお伝えして、私の最後の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 他に御質疑がなければ、以上で、認定第1号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第3号、認定第9号及び認定第10号の以上4件に対する質疑は終了いたしました。

なお、能登谷委員からございました花咲スポーツ公園新アリーナ整備の妥当性と事業手法の決定経過についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会後、決算審査特別委員会

委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これをもちまして、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を閉会いたします。

---

閉会 午後2時10分